

平成19年7月25日開催

地方財政審議会 第19回固定資産評価分科会

会 議 資 料 3

(報告事項)

「償却資産に関する調査研究委員会」報告書について

資 料 目 次

(頁)

「償却資産に関する調査研究委員会」報告書について

- ・「償却資産に関する調査研究委員会」報告書の概要について 1
- ・償却資産に関する調査研究委員会について 2
- ・「償却資産に関する調査研究委員会」報告書 3

「償却資産に関する調査研究委員会」報告書の概要について

1. 「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」のあり方について

- ＜現行制度＞ 申告事務簡素化のため、法人税等の期末帳簿価額を基礎として評価額を計算する特例
- ＜問題提起＞ 平成19年度税制改正減価償却制度の見直しに伴う250%定率法の導入により、期末簿価方式による評価の特例の計算が複雑化する等、その意義が減少
- ＜結論＞ 廃止する方向で検討すべき
ただし、直ちに廃止するとシステム改修等の対応が困難なため、納税義務者の事務負担を考慮し、1年程度の移行期間を設けるべき
- ＜理由＞ 減価償却制度の見直しに伴う250%定率法の導入により、250%定率法適用資産を期末帳簿価額から切り離れた上で、別に本則評価によって計算するように評価方法を変更する必要があるが、将来的には期末帳簿価額がすべて250%定率法適用資産に置き換わることは明らかであり、本特例の存在意義が薄くなるため。

2. 申告書記載事項の見直しについて

- ＜現行制度＞ 申告者は、「理論帳簿価額」（法人税法等の償却方法に基づき計算されたもの）と固定資産税の評価額の両方の価格を申告する必要
- ＜問題提起＞ 平成19年度税制改正減価償却制度の見直しに伴う250%定率法等の導入により、理論帳簿価額の計算が複雑化する等、申告者の事務負担が増加
- ＜結論＞ 理論帳簿価額の申告を不要とすべき
- ＜理由＞ 理論帳簿価額を申告させないこととしても、課税庁ではその大半について独自に計算を行っている、減価償却制度の見直しに伴う250%定率法等の導入により、理論帳簿価額の計算が複雑なものとなることから、納税義務者の事務負担を軽減させるため。

3. 地方税法第414条のあり方（理論帳簿価額の取扱い）について

- ＜現行制度＞ 「評価額」と「理論帳簿価額」とを比較していずれか高い方で償却資産の価格を決定
- ＜問題提起＞ 平成19年度税制改正減価償却制度の見直しに伴う250%定率法の導入により、設備更新が進めば、将来的には大部分において「評価額」の方が高くなり、比較する意義が減少
- ＜結論＞ 平成20年度税制改正において、法第414条の規定を削除する方向で検討
- ＜理由＞ 減価償却制度の見直しに伴う250%定率法の導入により、設備更新が進めば理論帳簿価額が評価額を上回ることはほとんどなくなることから、現行制度の存在意義が薄くなっているため。

償却資産に関する調査研究委員会について

<委員会の運営>

(財)資産評価システム研究センターの調査研究事業として設置(総務省はオブザーバーとして参加)

<平成19年度研究テーマ>

(1) 地方税法第414条のあり方(法人税の減価償却制度見直しに伴う理論帳簿価額の取扱い)

(2) 期末簿価方式の申告のあり方(「期末簿価方式による評価の特例」の取扱い)

<委員会の開催状況等>

平成19年4月27日(金)から7月24日(火)までの間、計4回開催

7月24日(火)に報告書を公表予定

<委員名簿>

| | |
|---------------------|-------------|
| 東洋大学法学部教授 | 高野 幸大 (委員長) |
| 出岡伸和税理士事務所 | 出岡 伸和 |
| 仙台市財政局税務部資産税課主幹 | 遠藤 理 |
| 東京都主税局資産税部固定資産評価課課長 | 大久保 哲也 |
| 川崎市財政局税務部課税指導課主幹 | 川腰 賢司 |
| 名古屋市財政局主税部固定資産税課課長 | 古木 茂 |
| 大阪市財政局税務部固定資産税担当課長 | 井戸 伸浩 |
| 倉敷市税務部資産税課課長 | 古谷野 幹夫 |

償却資産に関する調査研究

—期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例

及び理論帳簿価額を巡る課題の今後の方向性について—

平成 19 年度 償却資産に関する調査研究委員会 委員名簿

| | | |
|-----|--------|---------------------|
| 委員長 | 高野 幸大 | 東洋大学法学部教授 |
| 委員 | 出岡 伸和 | 出岡伸和税理士事務所 |
| | 井戸 伸浩 | 大阪市財政局税務部固定資産税担当課長 |
| | 遠藤 理 | 仙台市財政局税務部資産税課主幹 |
| | 大久保 哲也 | 東京都主税局資産税部固定資産評価課課長 |
| | 川腰 賢司 | 川崎市財政局税務部課税指導課主幹 |
| | 古谷野 幹夫 | 倉敷市税務部資産税課課長 |
| | 古木 茂 | 名古屋市財政局主税部固定資産税課課長 |

(五十音順)

平成 19 年度償却資産に関する調査研究会 開催日時

○ 第 1 回 平成 19 年 4 月 27 日（金）

- (1) 平成 19 年度調査研究項目等について
- (2) その他

○ 第 2 回 平成 19 年 5 月 21 日（月）

- (1) 期末簿価申告方式採用企業のヒアリング
- (2) 第 1 回委員会の概要について
- (3) 期末簿価申告方式及び理論帳簿価額のあり方について
- (4) その他

○ 第 3 回 平成 19 年 6 月 25 日（月）

- (1) 第 2 回委員会の概要について
- (2) 諸課題に関する意見集約について
- (3) 報告書の原案について
- (4) その他

○ 第 4 回 平成 19 年 7 月 24 日（火）

- (1) 企業ヒアリング集計結果について
- (2) 報告書について
- (3) その他

目 次

| | |
|--|----|
| 第1 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例の取扱いについての検討 | 1 |
| 1 はじめに | 1 |
| (1) 現状 | 1 |
| (2) 期末簿価方式による評価の特例の導入の経緯 | 1 |
| (3) 期末帳簿価額を基礎として価額を求める方法の概要 | 3 |
| (4) 減価償却制度の見直しに伴う期末簿価方式による評価の特例に係る新たな問題 | 4 |
| 2 減価償却制度の見直しに伴う期末簿価方式による評価の特例に関する議論 | 5 |
| (1) 委員会での意見 | 5 |
| (2) 企業ヒアリングからの意見 | 5 |
| (3) 関係市町村アンケートからの意見 | 6 |
| 3 期末簿価方式による評価の特例についての今後の方向性 | 7 |
| 第2 申告書記載事項の見直しについての検討（理論帳簿価額関係） | 9 |
| 1 はじめに | 9 |
| 2 記載事項の見直しについての今後の方向性 | 9 |
| 第3 減価償却制度の見直しを受けた理論帳簿価額の取扱いについての検討 | 11 |
| 1 はじめに | 11 |
| (1) 現状 | 11 |
| (2) 法第414条の趣旨 | 11 |
| (3) 減価償却制度の見直しに伴う理論帳簿価額の算定方法の変更と新たな問題 | 12 |

| | | |
|-----|--|----|
| 2 | 減価償却制度の見直しを受けた理論帳簿価額の取扱いに関する議論 | 13 |
| (1) | 現行制度の是非に関する委員会での意見 | 13 |
| (2) | 評価額と理論帳簿価額を比較しないとした場合において検討すべき諸問題に関する委員会での意見 | 13 |
| 3 | 理論帳簿価額の取扱いについての今後の方向性 | 15 |
| 第4 | まとめ | 16 |

参考資料

| | | |
|---|---|----|
| ・ | 「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」に関する企業ヒアリング実施結果 | 17 |
| ・ | 資料一覧 | 22 |

第1 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例の取扱いについての検討

1 はじめに

(1) 現状

償却資産については、土地又は家屋のようにいわゆる評価額の据置制度がないことから、毎年度賦課期日（1月1日）現在の状況に基づいて、同日現在の価格によって評価される。具体的には、固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）に定める方法、手続によって行うこととされている（地方税法第403条第1項）。また、土地又は家屋のような登記制度がないうえ、資産の新規取得、廃棄等が頻繁になされているため、償却資産の価格決定等において必要となる事項について、納税義務者に市町村長に対する申告義務を負わせている（同法第383条）。

固定資産評価基準においては、償却資産の取得価額を基準として評価することとされており、原則として、個々の償却資産ごとに、取得時における取得価額を基準とし、その償却資産の耐用年数及び取得後の経過年数に応ずる減価を考慮して価格を求めるものとなっている（固定資産評価基準第3章第1節）。

しかしながら、法人が定率法を採用していること等一定の要件を満たしており、かつ、市町村長等の承認を得ている場合には、法人税における税務計算の結果を利用して、賦課期日の直前の法人の期末の帳簿価額を基礎とし、これに賦課期日までの資産の増減、減価等の調整を行って償却資産の評価額を求める、「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」（以下「期末簿価方式による評価の特例」という。）が定められているところである（固定資産評価基準第3章第4節）。

(2) 期末簿価方式による評価の特例の導入の経緯

税制は複雑で難解であるという納税者からの意見に応えるため、昭和41年から昭和44年にかけて、政府税制調査会に税制簡素化特別部会が設けられ議論が行われた。この結果は、第1次から第3次にわたる税制簡素化についての答申として示されたところである。

償却資産の所有者に対して申告を求めている点についても、簡素にすべきという議論があり、税制簡素化についての第1次答申では、毎年度申告書のほか全資産についての種類別明細書を提出するものとされている点について、「申告を簡略化するため、全資産についての種類別明細書は3年度ごとに提出するものとし、その間の年度にあっては、前年中の増減資産についてのみその種類別明細書を提出すれば足りるものとするのが適当で

ある」とし、また、翌年に出された第2次答申では、「固定資産税における償却資産の評価及び申告手続きの簡素化」という項目において、「固定資産税における償却資産の評価について、法人税等の減価償却の方法として定率法、取替法又は生産高比例法を選定し、かつ、特別償却等について準備金方式によっている等一定の要件を備える者については、その者の申し出に基づき、賦課期日の直前の決算期における法人税等の帳簿価額を基礎として、賦課期日現在の価額を簡易に求める方式を採用する措置を講ずる。なお、この方式による場合における申告手続きについても簡素化を図ることとする。」とされたところである。

なお、1月1日直前の各企業の事業年度終了日（以下「期末」という。）をもって償却資産に対する固定資産税の賦課期日とする考えについては、

- (7) 各企業における期末が企業によって異なることから、同種の事業用資産、さらには非事業用資産との間における均衡の問題が生じることとなるし、また、土地及び家屋との間で賦課期日が異なることとなり、この間での不均衡も生じること、
- (イ) 期末が企業によって異なるため、例えば期末が9月末であるA企業と10月末であるB企業との間において、A所有の償却資産を10月中にBに売却すれば、A、B双方が期末に同一の資産を所有することになるので重複してその年度の固定資産税を課されることとなり、逆にB所有の償却資産を10月中にAに売却すれば、A、B双方がいずれもが期末にはその資産を所有していないこととなるのでその年度の固定資産税をまったく課されないこととなる、といった事態が生じること、
- (ウ) (イ)の問題を解決するために仮に月割課税ということになれば、同一の時期に取得した同一の償却資産について期末すなわち賦課期日の異なる企業間で固定資産税の負担に不均衡が生ずることになること、

等の問題があったため、採用されなかった。

また、法人税における償却計算と固定資産税における評価との間においては、

- ・ 固定資産税における評価では定率法を採用しているのに対して、法人税ではその他の償却方法も認められていること、
- ・ 法人税においては各種の政策上の見地等から特別償却等が認められているが、固定資産税における評価ではそれらを認めていないこと、
- ・ 法人税においては一定の場合圧縮記帳が認められているが、固定資産税における評価では認めていないこと、

等の相違があることから、企業の期末帳簿価額を固定資産税における償却資産の評価額とすることは困難ではあったが、

① 賦課期日の問題については、期末帳簿価額については賦課期日までの

減価償却を行って賦課期日現在の評価額を算出することは事務機器の発達等によって困難なことでもないし、その間の資産の取得、除却等についても企業側で調整できること、

② 法人税における償却計算と固定資産税における評価との間における相違の問題についても、

(7) 法人税における償却方法として定率法によっている企業が多いという現実があること、

(イ) 特別償却等について、法人税において準備金方式を採用している企業では、帳簿価額に特別償却等による影響が現れてこないので問題が生じないこと、

(ウ) 圧縮記帳について、圧縮額の評価計算を別に行うこととして調整することはできること、

等の理由から、企業側で一定の条件を満たす場合には、期末帳簿価額を基礎として固定資産税における償却資産の評価額を求めることも可能となると考えられた。

こうした考えを受け、償却資産の評価及び申告手続の簡素化という社会の要請に応える形で、昭和 42 年に固定資産評価基準の一部改正が行われ、新たに期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価に関する制度が採用されることとなった。

なお、これに伴い、「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の特例について」の通達（昭和 42 年 12 月 25 日付自治固第 133 号）及び「償却資産申告書及び償却資産課税台帳の様式について」の通達（昭和 42 年 12 月 25 日付自治固第 134 号）が施行され、昭和 43 年度分の固定資産税から適用されることとなったものである。

(3) 期末帳簿価額を基礎として価額を求める方法の概要

以下においては、期末簿価方式による評価の特例を用いるために満たす必要がある要件及びその評価方法について述べることとする。

まず、期末簿価方式による評価の特例を用いるための要件であるが、以下のとおりである。

① 償却の方法として定率法を選定していること。

② 特別償却をすることができる場合に準備金方式によっていること。

③ 市町村別に償却資産の種類、構造若しくは用途又は細目の異なるごとに償却資産の償却額の計算に関する明細が判明できる書類及び期末における償却資産の実態を記載した書類を保存していること。

次に、その評価の方法であるが、図示すると 33 ページの図のとおりであ

り、その説明は以下のとおりとなる。

- ① 法人税における所得の計算上、その償却費が損金に算入されている減価償却資産については、法人税における減価償却明細書から賦課期日の直前の期末におけるその償却資産の帳簿価額を求め、この「期末帳簿価額」から「期末の翌日から賦課期日の前日までの期間に応ずる月割償却額」を控除して、その資産に係る賦課期日現在の価額を求める。なお、期末の翌日から賦課期日までの期間に除却された償却資産があるときは、あらかじめ前期の明細書における期末帳簿価額からその償却資産に係る期末帳簿価額を控除しておく。
- ② 期末の翌日から賦課期日までの間に取得された償却資産については、その「償却資産の取得価額」から「その取得の日から賦課期日の前日までの期間に応ずる月割償却額（法人税法上2分の1簡便法による償却計算がなされている資産については、期末の翌日から賦課期日の前日までの期間に応ずる償却額の2分の1相当額）を控除して、その賦課期日現在の価額を求める。
- ③ ①及び②により評価する資産以外の償却資産については、固定資産評価基準第3章第1節に定める通常の評価方法によって、その賦課期日現在の価額を求める。この方法によって価額を求める資産としては、「簿外資産」、「償却済資産」及び「圧縮記帳額」等が該当する。
- ④ 期末帳簿価額を基礎として価額を求めることとした最初の年度においては、その法人の所有するすべての償却資産について、(7)①から③までの方法による評価額と、(イ)固定資産評価基準第3章第1節の通常的评价方法による評価額との双方の額を算出し、(7)の方法による評価額の合計額が(イ)の方法による評価の合計額を下回る場合においては、後者(イ)から前者(7)を控除した額を一括して「調整額」とし、この額を①から③までの方法により求めた価額に加算する。なお、その後の各年度においては、この調整額を一個の償却資産とみなし、原則としてその法人の有するすべての償却資産の平均的な耐用年数に応ずる減価を考慮して通常的评价の方法により求めた価額を①から③までの方法により求めた価額に加算することとなる。
- ⑤ 課税標準の特例の適用を受ける償却資産については、特例適用条項及び特例率の異なるごとに各資産の評価計算を行い、それにより算出した価額に特例率を乗じて課税標準となるべき額を求め、評価額と課税標準額との差額の合計額をもって、特例の適用を受ける場合の「軽減額」とする。

(4) 減価償却制度の見直しに伴う期末簿価方式による評価の特例に係る新た

な問題

このように、期末簿価方式による評価の特例においては、法人の期末帳簿価額を基礎として、それに必要な調整を行い、その価額を求めることとされているが、平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しに伴い、期末帳簿価額に新たな要素が加わることとなった。

すなわち、減価償却制度の見直しに伴い、償却方法としての従来の定率法は仕組みはそのまま維持されつつ名称が旧定率法となり、新たな定率法としていわゆる250%定率法が導入された。これにより、期末帳簿価額には250%定率法の適用を受ける資産（以下「新規分資産」という。）と従来の定率法の適用を受ける資産（以下「既存分資産」という。）とが混在することとなったのである。

このため、期末簿価方式による評価の特例において、この新規分資産について期末帳簿価額から切り離して別計算とするような調整が必要となったのであるが、この調整（計算）は本則評価そのものであることから、将来的に資産の更新が進めば、本則評価だけで計算することとなり、期末簿価方式による評価の特例の存在意義（簡易性）が失われるという問題が生じることとなった。

2 減価償却制度の見直しに伴う期末簿価方式による評価の特例に関する議論

(1) 委員会での意見

利用状況についての認識や、納税義務者への認知度等についての意見が出された。

（主なもの）

- ・ 期末簿価方式による評価の特例での申告が少ないことから、こうした申告があることについて、一般にはほとんど知られていないのではないか。
- ・ 採用している企業数は非常に少ないが、採用している企業は規模の大きな会社が多いため、期末簿価方式による評価の特例を廃止するとなったとき、対応が速やかにできるのかが気になるところである。

(2) 企業ヒアリングからの意見

本件については、期末簿価方式による評価の特例を採用している企業から意見を聴いた。その結果は次のとおりである。

① 採用の理由と採用時期

昭和50年代後半に集中しているが、これは、昭和58年10月の省令改正によって申告書の様式が統一されたことで、企業によっては申告項目等の変更が必要となったが、この機会に合わせて申告方法についても見

直しを行い、期末簿価方式による評価の特例に基づく申告に切り替えたところもあったためであると考えられる。

② 簡素化に資するものとなっているかどうか

「企業においてはシステムで電算処理されていることから、期末簿価方式による評価の特例があることをもって申告の簡素化に資しているということとは言えない」という意見が多数であった。

③ 減価償却制度の見直しを受けて算定方法が変更された場合でも、引き続き期末簿価方式による評価の特例を採用していくかどうか

期末簿価方式による評価の特例において他の資産と別に管理することとする 250%定率法対象資産は、法人税において 250%定率法が適用される資産と同じものであるため、期末簿価方式による評価の特例において別に評価することについては、システム対応上大きな問題とはならないとしつつも、「今後は本則評価への移行を検討している」という意見が多かった。これは、250%定率法が適用される資産を切り離して本則評価によって別計算することとなれば、本則評価の計算をシステムに取り込む必要が生じ、期末簿価方式による評価の特例を採用し続ける意味がなくなると考えているためであると思われる。

④ システム改修に必要な期間と費用

企業の資産規模や電算化の程度によって、その費用や期間に幅が生じている。

⑤ 本則評価に移行する場合の技術的な課題があるかどうか

「現在利用しているシステムやパッケージソフトに個々の資産のデータが登録されている」、又は「登録されていないがデータとしては保有しているため、移行にあたって技術的に問題となることはないと考えられる」との意見であった。ただし、「移行後のシステムへのデータ登録のための事務負担は、一時的に増加する」との意見もあった。

⑥ 本則評価への移行に当たり、どの程度の経過期間が必要か

「ほぼ1年程度あれば対応可能」との意見であった。

なお、企業へのヒアリング結果の詳細は、19 ページのとおりである。

(3) 関係市町村アンケートからの意見

実際に期末簿価方式による申告を受け付けている市町村の意見を幅広く把握する必要があることから、期末簿価方式による評価の特例の利用状況についてアンケートを行った。

その結果、期末簿価方式による評価の特例を採用している企業は、全国でわずか116社（名寄せ後）であった。

また、この特例の存否について、廃止を求める意見が80%を占め、存続

を求める意見は 20%に過ぎなかった。

廃止を求める理由としては、採用事業者も少なく、廃止に関して大きな影響は考えられないとの意見が 60%を超えた。また、法人税における減価償却制度の見直しにより、計算がより複雑となることから、申告手続の簡素化とは言えないという意見もあった。

3 期末簿価方式による評価の特例についての今後の方向性

平成 19 年度税制改正における減価償却制度の見直しに伴い、税務会計上、いわゆる 250%定率法と従来の定率法（旧定率法）とが混在することとなったことから、現行の期末簿価方式による評価の特例での計算方法における簿外資産や圧縮記帳額の取扱いと同様に、新規分資産を期末帳簿価額から切り離した上で、別に本則評価で計算する必要が生じたことは先に述べたとおりである。

しかしながら、当面の間、このような技術的調整を設けたとしても、将来的には期末帳簿価額がすべて新規分資産に置き換わることになることから、いずれすべての資産を本則評価で計算することとなり、期末簿価方式による評価の特例は、その意義を失うことが明らかである。

また、現行制度が導入されたのは、「申告の簡素化」という要請に応えるためだったが、現行制度においても新規取得分や簿外資産分、圧縮記帳額分、特例対象に係る軽減額分等について、法人の期末帳簿価額から切り離して別に計算させることとしており、相当複雑なものとなっている。これに加えて、新規分資産についても別に計算させることとすると、一層複雑化することとなり、当初の「申告の簡素化」に資するためという趣旨にそぐわないものとなる。

加えて、期末簿価方式による評価の特例を導入した昭和 43 年当時に比べて情報処理技術は格段に進歩しており、そもそもこの特例の意義は薄くなっていると考えられる。

さらに、期末簿価方式による評価の特例を採用している企業に対して行ったヒアリングにおいても、この仕組みは簡素なものではない等、必ずしも納税義務者にとってメリットのあるものとはなっていないとの意見が大半であった。

しかしながら、期末簿価方式による評価の特例を廃止とした場合、もともとこれにより申告を行ってきた納税義務者は、個々の資産について本則評価し直さなければならないことになるため、こうした事務負担を考慮すべきであり、直ちに廃止することは適当でないという意見もある。

以上の意見を踏まえ、期末簿価方式による評価の特例は、廃止する方向で検討すべきではないかと考えられる。その際、直ちに廃止することとなると、

システム改修等の対応ができない場合が考えられることから、納税義務者の事務負担等を考慮して、1年程度の移行期間を設けるべきであると考えられるものである。

第2 申告書記載事項の見直しについての検討（理論帳簿価額関係）

1 はじめに

土地及び家屋については、原則として、不動産登記簿を基礎として課税客体及び納税義務者たる所有者等が固定資産課税台帳に登録されることになっているため、これらの所有者については、固定資産税の課税客体の把握のための申告義務は特に課してはいないところであるが、償却資産については、登記制度がないため、課税客体等を捕捉することができないことから、その所有者に対しては以下のような申告義務が課されている。

すなわち、法第 383 条において「固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（中略）は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。」とされているところである。

この申告書の様式は、地方税法施行規則の第26号様式により定められているが、前述した記載事項のうち、「その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項」として、「1月1日現在の帳簿価額」を記載することとされており、これがいわゆる「理論帳簿価額」といわれるものである。

この理論帳簿価額を申告させるという点に関しては、現在、法第414条の規定に基づき行われる価格決定のうち、その多くが理論帳簿価額ではなく評価額で決定されているという現状にあること、また、以下でも述べるが、平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しに伴う250%定率法等の導入により、理論帳簿価額の算定方法もより複雑なものとなったことから、すべての納税義務者に対して一律に理論帳簿価額を申告させる必要があるのか、という問題が生じているところである。

2 記載事項の見直しについての今後の方向性

償却資産の所有者すべてに対して、その申告書に理論帳簿価額の記載を求めることについては、以前より申告事務の簡素化の観点等から問題とする意見があったところである。

この理論帳簿価額自体については、平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しに伴い、

- ・ 平成19年4月1日以後に取得した資産については、いわゆる250%定率法が導入されたことによって従来の定率法により求めた場合の額より低い額となること

・ 取得時期が平成 19 年 4 月 1 日の前後で計算方法は異なるものの、すべての資産について残存簿価 1 円まで償却が行われることとなったことから、①理論帳簿価額は今後さらに低下傾向になることが明らかであり、さらに、②その算定方法も 250%定率法等の導入によって、現在よりも複雑なものとなる。

さらに、③仮に理論帳簿価額を申告させないこととしても、課税庁ではその大半について独自に計算を行っていることから、大きな不都合は生じないと考えられる。このように、減価償却制度の見直しに伴う 250%定率法の導入等により①及び②という状況が生じることとなったことや③のような実態からすれば、すべての納税義務者に一律に理論帳簿価額を申告させるという意義は乏しくなってきたと考えられる。

したがって、申告事務の簡素化という観点等から、平成 19 年度税制改正に伴い、すべての納税義務者に理論帳簿価額を記載させることとしている現行制度を改めるべきではないかと考えられる。

第3 減価償却制度の見直しを受けた理論帳簿価額の取扱いについての検討

1 はじめに

(1) 現状

償却資産の価格の決定については、固定資産評価基準によることとされている。また、地方税法（以下「法」という。）第414条において「市町村長、道府県知事又は総務大臣が償却資産の価格を決定する場合においては、その価格は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる償却資産の価額を下ることができない。」と規定されており、この償却資産の価額が一般に理論帳簿価額といわれている。

この規定により、課税庁は納税義務者から提出された申告書の評価額と理論帳簿価額とを比較し、そのいずれか高い価額をもって決定価格としているところである。

この評価額と理論帳簿価額を比較してそのいずれか高い価額をもって決定価格とするという現行制度については、二種類の価格を算定することの事務上の負担等を軽減できないかどうかという意見や、納税者にとって分かりにくく、理解を得にくいという意見がかねてからあったところである。

加えて、そのような事務上の負担から理論帳簿価額を記載せずに申告している納税義務者も少なからず存在しており、そのような場合は、市町村側で理論帳簿価額の計算を行っているところもあることから、課税庁の事務負担を問題とする意見もあったところである。

(2) 法第414条の趣旨

この規定の趣旨については、次のように考えられている。

昭和25年の法制定当初においては、戦後の急激なインフレーションに対処し、企業の健全性を維持するため、資産の再評価が実施されたところであるが、その際、この再評価を恣意的に行うことによって、企業にとっては、事業用資産の価格を高くすれば減価償却費が大きくなり、所得をそれだけ小さくすることができたため、課税所得計算上は有利なものとなる。しかしながら、この場合には固定資産税の課税標準の基礎となる価格も、法第414条の規定によってそれだけ高いものとなることから、所得課税上は有利になったとしても、固定資産税上は不利になることとなる。

したがって、この規定があることにより、課税所得計算上の事業用資産の価格を不当に高く評価するということが防止され、固定資産税及び法人税又は所得税の双方において、適正な資産再評価の確保につながることに

なるというものである。

この点について、この規定を設ける根拠となったシャウプ勧告は、次のように述べている。「本税（注：固定資産税）は、現在の賃貸価格の年額でなくて資本価格を課税標準としてこれを課すること。（中略）この場合には、改正によって得られる利益が二つある（中略）。もう一つの利益は、事業資産（減価償却の可能な資産及び土地）の再評価を認めるという第6章で行った勧告と関連がある。所得税における減価償却を増大し、譲渡所得を減少しようとして、納税者が甚だしく過大評価することを避けるためには、本税制に自動的制限をおく必要がある。これらの制限の一つは地租家屋税のための価格を所得税における再評価のために認められる価格から、その後の減価償却を差し引いた額以下にしないことを要求することによって獲得できる。この制限を獲得するためには、地租家屋税は賃貸価格ではなく資本価値に課税せられるべきである。」（「シャウプ使節団日本税制報告書」第12章（地租家屋税））

(3) 減価償却制度の見直しに伴う理論帳簿価額の算定方法の変更と新たな問題

理論帳簿価額の算定方法は、これまで次のとおりであった。

すなわち、理論帳簿価額は税務会計上の方法によって求められるものであるが、固定資産税（償却資産）の評価における所得課税との取扱いの相違を考慮し、①償却方法は定率法（法人税法上の旧定率法）であり、②租税特別措置法による特別償却等、圧縮記帳は認められない、③計算上で容認されている法定償却限度額により償却を行う、④賦課期日現在のものとなるように月割で償却を行う、等の点で税務会計上の方法と差異がある。

次に、平成19年度税制改正において、設備投資を促進し、生産手段の新陳代謝を加速することにより、国際競争力の強化を図る必要があるという観点から、減価償却制度の見直しが行われ、償却可能限度額と残存価額が撤廃された。従前の定率法についてはその計算の仕組みが維持されつつ、名称が旧定率法と改められ、平成19年3月31日までに取得した償却資産（以下「既存分資産」という。）に適用されることとなり、また、平成19年4月1日以後に取得した償却資産（以下「新規分資産」という。）に対しては、新たに導入されたいわゆる250%定率法が適用されることとなり、その償却率等が耐用年数省令の別表第10に定められたところである。さらに既存分資産について、償却費の累計額が取得価額の95%相当額（従来の償却可能限度額）まで到達した場合には、翌事業年度以後5年間で残存簿価1円まで均等償却することとなった。

このような改正の内容を踏まえ、理論帳簿価額の算定方法について検討

を行うと、まず、理論帳簿価額は税務会計上の計算方法を用いて求められたものであるとされているため、新規分資産に係る理論帳簿価額の算定に当たっては、250%定率法により計算を行い、残存簿価1円まで償却を行うこととなる。

また、既存分資産で、賦課期日時点において償却費の累計額が取得価額の95%相当額まで到達しているものについても、それ以後5年間で均等償却を行い、残存簿価1円まで償却を行うこととなる。

このように、減価償却制度の見直しに伴い、理論帳簿価額の算定方法もそれに応じて変更されることとなったが、このことによって、これまでは生じていなかった理論帳簿価額に関する新たな問題が生じることとなった。

すなわち、今後設備更新が進み、既存分資産が新規分資産に置き換わっていけば、将来的には理論帳簿価額が評価額を上回ることがなくなり、評価額と理論帳簿価額を比較する意義はなくなるのではないかという問題である。

このような理論帳簿価額を巡る新たな状況の変化を踏まえ、本委員会においても、そのあり方について検討することとしたものである。

2 減価償却制度の見直しを受けた理論帳簿価額の取扱いに関する議論

(1) 現行制度の是非に関する委員会での意見

評価額と理論帳簿価額とを比較する制度を廃止し、決定価格を評価額に一本化すべきではないか。

主な意見は以下のとおりである。

- ・ 法第414条を廃止しない場合、評価額と理論帳簿価額を比較しなければならぬため、システム上において、評価額の計算と理論帳簿価額の計算という2通りの計算方法を組み込んだままにしておかなければならない。
- ・ 廃止しない場合、納税者、課税庁双方にとって理論帳簿価額の計算が複雑なものとなり、市町村側、納税者側ともとまどう部分がある。
- ・ 存在意義が薄れているので、(評価額に)統一していかなければならないのではないか。

(2) 評価額と理論帳簿価額を比較しないとした場合において検討すべき諸問題に関する委員会での意見

仮に、評価額と理論帳簿価額を比較しない(法第414条を廃止する)とした場合、以下の2点が問題となるため、これらについても検討を行う必要がある。

すなわち、

- ① 過年度分について価格の追加決定又は修正決定を行うこととなった場合において、その追加決定又は修正決定の際に評価額と理論帳簿価額との比較を行う必要があるのか
- ② 法第 410 条では「固定資産の価格等を毎年 3 月 31 日までに決定しなければならない」とされているため、改正前に行った価格決定を改正後において再度決定し直すということになれば、二度の価格決定を行うこととなり、課税庁に過大な事務負担が生じることとなるという問題である。

① 過年度分の取扱いについて

法第 414 条を廃止するという改正がなされ、平成 20 年度課税分から適用された場合、課税の公平という観点から、平成 19 年度以前の課税分について、追加決定又は修正決定を行う際には、従前どおり評価額と理論帳簿価額を比較するべきではないか。

主な意見は以下のとおりである。

- ・ 過去にさかのぼって価格の追加決定、修正決定をする場合、それが数千件にわたって漏れているということはまず考えられないので、法改正前の年度の課税分については従前どおり比較の上決定することとし、法改正後の年度の課税分については比較を行わないこととしても、課税庁及び納税義務者双方の事務負担はそれほどないのではないか。
- ・ 仮に法第 414 条が廃止されるとなった場合、1 件だけ未申告だったというのが廃止前の過年度分で分かったときに、法第 414 条を適用して再度比較の上価格を決定するというのでは、課税庁及び納税義務者双方において事務処理上負担となるのではないか。
- ・ 更正決定等の期間制限にかかるまでの 5 年間は、過年度分としてさかのぼって課税するという法体系なので、それが可能なように当時のプログラムで計算を行うようになっているはずであり、課税庁にとって事務負担とはならないのではないか。
- ・ 租税負担の公平性をどう担保するのかという租税法律主義の中で、合法性の原則をどう担保していくのかという問題ではないか。
- ・ 課税の公平性を犠牲にしてまで事務負担の問題を考慮するのは不当ではないか。

② 課税庁の事務負担について

法第 414 条を廃止するという改正がなされ、平成 20 年度課税分から適用された場合、課税庁の事務負担をどう考えるか。

主な意見は以下のとおりである。

- ・ 課税庁は、期限である3月31日までに価格決定を行う必要があるが、まだ法第414条廃止のための改正法が価格決定までに施行されていない場合、価格決定をやり直すという市町村の事務負担を軽減することができないか。
- ・ どこまで事務負担の軽減が可能かについては、法制論として検討する必要がある。

3 理論帳簿価額の取扱いについての今後の方向性

評価額と理論帳簿価額を比較して高い方を決定価格とする現行制度は、先に述べたとおり、その存在意義が失われてきたのではないか。

すなわち、減価償却制度の見直しに伴って250%定率法が導入されたが、この250%定率法は従来の定率法と比べて償却スピードが速いため、今後設備更新が進んで既存分資産が新規分資産に置き換わっていけば、将来的には理論帳簿価額が評価額を上回ることはほとんどなくなるのである。

そのため、評価額と理論帳簿価額とを比較するという現行制度の存在意義は乏しくなることから、法第414条は廃止する方向で検討すべきと考えられる。

また、法第414条を廃止することとなった場合には、以下の2点についても留意すべきである。

まず、法第414条を廃止する改正法が平成20年度課税分から適用された場合に、平成19年度以前の課税分の価格決定（追加又は修正）を行う際には、従来どおり、評価額と理論帳簿価額を比較すべきである。なぜなら、仮に、法第414条が廃止される以前の1月末日という申告期限までに納税義務者において申告が適切な内容でなされていれば、理論帳簿価額が決定価格となるはずだったものが、廃止後に価格決定（追加又は修正）する際には理論帳簿価額と比較しないとすれば、租税負担の公平性が確保できないためである。

次に、法第414条を廃止する改正法が平成20年度課税分から適用された場合、可能な限り課税庁の事務負担を軽減できるよう、法制面の検討を行うべきである。なぜなら、できるだけ課税庁による価格決定の二度手間を避ける方向で検討することが望ましいためである。

第4 まとめ

平成19年度税制改正によってなされた減価償却制度の大改正に伴い、第1から第3に掲げた事項が固定資産税の償却資産に関する検討課題として生じ、当委員会ではこれらについて検討を重ねてきたところであるが、ここで改めて、これらの検討課題に関する当委員会の意見を述べることにしたい。

まず、第1として、減価償却制度の見直しに伴う250%定率法の導入により、期末簿価方式による評価の特例の算定方法は、現行制度よりもさらに複雑なものとなること、年数経過による資産の更新によって、将来的には制度の存在意義を失うことが明らかなこと等から、期末簿価方式による評価の特例については、1年程度の移行期間を設けて廃止する方向で検討すべきであると考えます。

次に、第2として、減価償却制度の見直しに伴う250%定率法や5年均等償却の導入により、法第414条に規定する理論帳簿価額の算定方法も複雑なものとなること、また、現状でも、申告の際に理論帳簿価額を記載させなくても大半は市町村において計算を行っていること等から、償却資産の申告の際に、理論帳簿価額を記載させることとしている現行制度は、改めるべきではないかと考えます。

最後に、第3として、減価償却制度の見直しに伴う250%定率法の導入により、年数経過による資産の更新が進めば、将来的には理論帳簿価額が評価額を上回ることはほとんどなくなり、法第414条に定める評価額と理論帳簿価額とを比較して高い方を決定価格とする現行制度の存在意義は乏しくなることから、今後、法第414条は廃止する方向で検討すべきであると考えます。なお、その際、過年度分の取扱いについては、租税負担の公平性という観点から、従来どおり両者の比較を行って価格決定を行うこととすべきであり、また、改正法の適用に当たっては、価格決定の期限が3月31日までとされている点を踏まえ、課税庁の事務負担の軽減という観点から、価格決定の二度手間を避けるための法制面での検討を行うこととすべきである。

「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」に関する企業ヒアリング実施結果

～平成19年度 償却資産に関する調査研究委員会～

平成19年度償却資産に関する調査研究委員会

企業ヒアリング実施要領

1 企業ヒアリング実施の趣旨

平成19年度税制改正において法人税等における減価償却制度が大幅に見直されたことにより、固定資産評価基準第4節で定められた「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」（以下「期末簿価方式」という。）についても、その算定方法を変更する等の改正が必要となりますが、委員会ではそのあり方も含めた全般的な見直しについて検討することとしています。

今回のヒアリングは、これらの検討に当たっての基礎資料とするために行うものです。

なお、ヒアリングに当たっては、実施企業に対して、現行局長通知のままでは申告ができないため、その通知改正がされる予定である旨も併せてお伝えください。

2 ヒアリング対象企業

貴団体において、「期末簿価方式」を用いて償却資産についての申告を行っている企業

3 ヒアリング項目

(1) 「期末簿価方式」による申告を行うこととした理由について伺います。また、その採用時期は何年度申告分からですか。(分かる範囲で回答してください。)

(2) 「期末簿価方式」による申告は、申告手続の簡素化に資するものとなっていますか。

(3) 国税の改正を受け、「期末簿価方式」による算定については、250%定率法で計算する資産を本則の評価方法によって別計算させる必要があり、現在の算定方法がさらに複雑になると考えられますが、それでも引き続き「期末簿価方式」による申告を行いますか。

(4) 国税の改正に伴う申告システムの改修に加えて、「期末簿価方式」による評価額の算定方法の変更により、貴社の固定資産税に関する申告システムについても改修の必要が生じると思われませんが、どの程度の費用負担が想定されますか。

また、システム改修の準備期間として、どの程度の期間が必要と考えますか。

(5) 特例による評価から、本則の評価に移行する場合の技術的な課題が有りますか。有る場合、その対応方法についてどのように考えられますか。

(6) 「期末簿価方式」による申告については、将来的に存在意義がなくなるためいずれ廃止されると考えられますが、その場合、本則の評価方法への移行についてどの程度の経過期間が必要と考えますか。

※ 「期末簿価方式」の改正案として、期末帳簿価額を元に評価額を算定できる償却資産を平成19年3月31日までに取得されたものに限定しますが、古い資産が新しい資産と入れ替われば、将来的には特例の存在意義がなくなります。

4 ヒアリング結果回答期限

平成19年5月16日(水)(次回委員会において報告いただく予定です。)

「期末簿価方式による評価の特例」に関する企業アンケート概要

| 問 | 項 目 | 集計結果 |
|---|---|---|
| 1 | 「期末簿価方式」による申告を行うこととした理由及び採用時期 | 期末簿価方式の特例の採用時期は、昭和50年代後半に集中しているが、これは昭和58年の省令改正で申告書様式が統一された際、企業によっては申告項目の見直しに併せて申告方法も見直し、期末簿価方式による評価の特例に基づく申告に切り替えたところもあったためであると考えられる。(昭和40年代～平成10年代、昭和50年代が多数) |
| 2 | 「期末簿価方式」による申告は、申告手続の簡素化に資するものとなっているか | 簡素化に資するとの回答が多いが、 <u>企業の電算システムに期末簿価方式による評価の特例が組み込まれているから</u> ということを理由としているものが多く、この特例があることをもって申告の簡素化に資しているということは、一概に言えない。むしろ、特例による評価と本則評価を行っている企業においては、簡素化となっていないとの意見があり、これは、本則評価によれば個々の資産の管理で済むのに、特例による評価では、その計算上様々な調整を行うという複雑な仕組みとなっていることによるものと考えられる。(回答のあった18社中、肯定・10社、否定・6社、どちらでもない・2社) |
| 3 | 現在の算定方法と比べてより複雑になったとしても、「期末簿価方式」による申告を行うか | 250%定率法対象資産は法人税における対象資産と同じであるため、固定資産税の評価において別計算とすることについては、システム上大きな問題とはならない。その一方で、 <u>本則評価への移行を表明している企業が多いのは、期末簿価方式の評価の特例において、250%定率法対象資産を切り離して本則評価によって別計算することとなれば、本則評価の計算をシステムに取り込む必要が生じることから、期末簿価方式による評価の特例を採用する意味がなくなるためである</u> と考えられる。(回答のあった18社中、続ける・3社、本則へ移行・8社、検討中・7社) |
| 4 | システム改修の費用はどの程度か、また改修期間はどの程度必要か | 企業の資産規模や電算化の程度によって、費用や期間に幅が生じている。(システム改修・数百万～1億円、パッケージソフト購入・数万円、自社で計算) |
| 5 | 特例による評価から、本則の評価に移行する場合の技術的な課題はあるか | 現在利用しているシステムやパッケージソフトに個々の資産のデータが登録されている、又は登録されていないがデータとしては保有しているため、移行にあたって <u>技術的に問題となることはない</u> と考えられる。ただし、移行後のシステムへのデータ登録のための事務負担は、一時的に増加する可能性があるものと考えられる。 |
| 6 | 本則の評価方法への移行についてどの程度の経過期間が必要か | 本則評価への移行期間については、 <u>ほぼ1年程度あれば対応可能</u> と考えられる。(最大・1年、最小・3ヶ月) |

【企業アンケート集計表】 期末簿価方式による申告について

上段:採用時期
下段:採用理由

○…なっている
×…なっていない
△…どちらともいえない

○…続ける
×…続けない
△…検討中

上段:改修費用
下段:改修期間

| 企業名 | | 質問1 「期末簿価方式」の採用理由・採用時期について | 質問2 「期末簿価方式」は申告手続きの簡素化に資する制度となっているか | | | 質問3 制度変更後も「期末簿価方式」の申告を続けるか | | | 質問4 制度変更に伴う「期末簿価方式」の算定システムにおける改修費用・改修期間について | 質問5 本則の評価に移行する場合の技術的課題について | 質問6 本則の評価への移行期間について |
|-----|----|---|--|--|--|-------------------------------|---|---------------------------------------|---|--|------------------------|
| 1 | A社 | 時期:不明 理由:不明 | ○ | | | | | △ (制度変更の内容が判明すればできるだけ対応したいと考えている。) | (不明) | (制度変更の内容が分かり次第対応したい) | |
| 2 | B社 | 時期:昭和57, 58年頃 理由:会社のコンピュータで資産管理を行っていたこと、資産の数が多かったため | | | | | △ | × | 費用:不要 期間:不要 | 本則評価方法に移行する年度に全ての償却資産の届け出が必要になるが、多少時間がかかるだけで移行できると思う。 | それほどかからない |
| 3 | C社 | 時期:不明 理由:社内のオンラインシステムが組み上がっているため | ○ | | | | | ○ | 費用:— 期間:システム担当者次第 | システム担当者が一人しかいないので、時間・経費の問題についてはその人が対応できるかどうかということである。 | (システム担当者次第) |
| 4 | D社 | 時期:数十年前から? 理由:不明 | ○ | | | | | ○ | (システムは関係なし) | 制度が廃止されるなら、取得価額を適当に見積もって申告方式を変えるだけである。 | |
| 5 | E社 | 時期:数十年前から 理由:不明 | | | | | | × | (システムは無し。業務的には10月までに結論を知りたい。) | 本則初年度の全資産申告について、既存資産の整理が困難である。 | (10月までには結論を知りたい) |
| 6 | F社 | 時期:平成16年度以降 理由:板橋都税務所の指導により | | | | | | × | (システムは無し。業務的には8月までに結論を知りたい。) | 特になし | (8月までには結論を知りたい) |
| 7 | G社 | 時期:不明 理由:法人税法の簿価に計算を合わせるため | ○ | | | | | | △ (システムは無し。申告書等が送られてきたら、事務変更を検討する。) | (不明) | (不明) |
| 8 | H社 | 時期:昭和40年代から 理由:不明 | ○ | | | | | | △ 費用:2~30万円とも思われるが、なかなか見込みが立たない。 期間:3ヶ月ほど必要と見込まれる | (不明) | 3ヶ月程度 |
| 9 | I社 | 時期:昭和59年度から 理由:決算書類と同時に償却資産申告書も作成できるので、効率化に資すると思ったため | | | | | | × | 費用:不要 期間:不要 (パッケージソフトの償却奉行を使用) | 東京都と埼玉県以外の償却資産申告書には、種類別明細書を提出しているが、期末簿価方式であると資産区分毎に耐用年数と期末帳簿価額しか提出していないので、本則にした時に種類別明細書を作成するのかどうか。 | それほどかからない |
| 10 | J社 | 期間:不明 理由:不明 | | | | | | × | (申告のためのシステムは無し。現在、償却資産の申告を含めた資産管理システムの導入を検討中) | (不明) | (システムのパッケージソフトの会社次第) |
| 11 | K社 | 時期:昭和58年度申告分から 理由:不明 | ○ | | | | | × | 費用:1,000万円程度 期間:半年ほど | システム上期末簿価しかもっていないので、19年1月1日現在の価額の算出が新システムへの移行のため必要。 | 本則評価に平成20年度から移行する予定 |

【企業アンケート集計表】 期末簿価方式による申告について

上段:採用時期
下段:採用理由

○…なっている
×…なっていない
△…どちらともいえない

○…続ける
×…続けない
△…検討中

上段:改修費用
下段:改修期間

| 企業名 | | 質問1 「期末簿価方式」の採用理由・採用時期について | 質問2 「期末簿価方式」は申告手続きの簡素化に資する制度となっているか | | | 質問3 制度変更後も「期末簿価方式」の申告を続けるか | | | 質問4 制度変更に伴う「期末簿価方式」の算定システムにおける改修費用・改修期間について | 質問5 本則の評価に移行する場合の技術的課題について | 質問6 本則の評価への移行期間について |
|-----|----|--|--|---|---|-------------------------------|---|------------|--|---|------------------------|
| 12 | L社 | 時期:昭和58年度申告分から 理由:会社の固定資産台帳との関連が明確、増加償却を行っている資産について、増加償却分を固定資産税に織り込むためには本方式でなければならないと判断(注) (注)本則評価であっても増加償却分を織り込むことは可能である。 | ○ | | | | × | | 費用:不明 期間:不明 | 特になし | 1年程度 |
| 13 | M社 | 時期:20数年前から 理由:不明 | ○ | | | ○ | | | 費用:500万円 期間:半年 | 技術的な課題はないが、事務負担が増加 | 1年程度 |
| 14 | N社 | 時期:平成4年以前から 理由:不明 | | | △ | | | △ | 費用:5,000万~1億円 期間:4ヶ月 | 古い資産においては、現在の評価額と本則評価方法による理論帳簿価額に差異が出るケースがある。 | 1年 |
| 15 | O社 | 時期:平成3年以前から 理由:償却資産の有高数、増減数が多い城東区において、申告手続きの簡素化のため。 ※償却資産の数、増減数が少ない市町村では原則により申告 | ○ | | | | | △ (検討中) | | 償却資産の明細を手作業で作成する必要があると考える。 | 1年程度 |
| 16 | P社 | 時期:平成元年から 理由:不明 | | | | | × | △ (検討中) | | (検討中) | (不明) |
| 17 | Q社 | 時期:平成7年度から 理由:リース会社であり、申告件数・申告市町村も多く、手記入での申告は不可能なため | ○ | | | | | △ | 費用:100万円程度 期間:3ヶ月程度 | (検討中) | 3ヶ月程度 |
| 18 | R社 | 時期:昭和58年度以前 理由:不明 ※採用は西淀川区のみ(他市区では一般申告) | | | | | × | × | (平成19年7月より稼働予定の新システムの導入費用:約1,000万円) | 個別の資産について取得価額と取得時期の調査が必要 | 相当期間が必要 |
| 合計等 | | 昭和40年代~平成16年度 ※昭和50年代が多い | 10 | 6 | 2 | 3 | 8 | 7 | システム改修:数百万~1億円 パッケージソフト購入:数万円 自社で計算 | | 1年~3ヶ月 |

資料一覧

- ・ 固定資産税（償却資産）の概要
- ・ 償却資産の評価
- ・ 平成19年度税制改正大綱（抜粋）
- ・ 法人所得課税の減価償却方法と固定資産税の評価方法
- ・ 法人所得課税と固定資産税
- ・ 税務会計と固定資産税における取扱いの相違点について
- ・ 諸外国における所得課税と資産課税の比較
- ・ 「期末簿価方式による評価の特例」の取扱い
- ・ 「期末簿価方式」による評価の仕組み
- ・ 固定資産税（償却資産）の評価方法の経緯
- ・ 税制簡素化についての答申（昭和41年第一次答申及び昭和42年第二次答申）
- ・ 固定資産評価基準第3章第4節「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」（抜粋）
- ・ 「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例について」新旧対照表
- ・ 「償却資産申告書及び償却資産課税台帳の様式について」新旧対照表
- ・ 固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）（償却資産部分全文）
- ・ 償却資産申告書（地方税法施行規則第26号様式）
- ・ 法人税の減価償却制度見直しに伴う理論簿価の取扱い
- ・ 理論帳簿価額に関する従前の解釈のポイント
- ・ シャウブ勧告（抜粋）
- ・ 理論帳簿価格に関する行政実例
- ・ 固定資産評価制度調査会答申（昭和36年3月30日）
- ・ 固定資産税（償却資産）の賦課徴収スケジュール
- ・ 関係法令

固定資産税(償却資産)の概要

課税客体

土地及び家屋以外の事業用の減価償却資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法の規定による所得の計算上損金等に算入されるものであること。

ただし、無形減価償却資産及び自動車税又は軽自動車税の課税客体でないこと。

申告制度

償却資産については、土地及び家屋のような登記制度がないため、課税客体を捕捉することができないので、所有者に申告義務が課せられている。

免税点

償却資産の課税標準となるべき額が150万円未満の場合は課することができない。

(※ただし、同一市町村内に償却資産を複数所有する場合は、その合計額に免税点を適用。)

償却資産の具体例

| 資産の種類 | 主な償却資産の例示 |
|-----------|-------------------------|
| 構築物 | 橋、ドッグ、軌道、ダム、庭園、門塀、広告塔 等 |
| 機械及び装置 | 加工・製造設備等の機械、建設工業機械 等 |
| 工具・器具及び備品 | 冷暖房機器、OA機器、通信設備、看板 等 |
| その他 | 船舶、車両、航空機 等 |

償却資産の評価

初年度の評価額 = 取得価額 - 控除額 × 1/2(半年分)

各年度の評価額 = 前年度評価額 - 控除額

取得価額の算定(原則)

償却資産を取得するために「通常支出すべき金額」 = 「法人税における取得価額」

- ◇ 購入 : 引取運賃等の付帯費を含む実際の購入原価
- ◇ 建設 : 建設に要した原材料費、労務費、経費等の額

控除額の算定(原則)

法定耐用年数(財務省令)に応じた減価率により算出される額

ただし、評価額が取得価額の5%に達するまで控除

減価方法は、償却資産取得当初における減価額が大きく、企業の初期負担を軽減できること等から昭和38年の固定資産評価基準制定以来、原則として一律に定率法によることとしている

平成19年度税制改正大綱（抜粋）

〔平成18年12月14日
自民党・公明党〕

第一 経済・社会を安定的に支える税制に向けて

1 経済活性化・国際競争力の強化

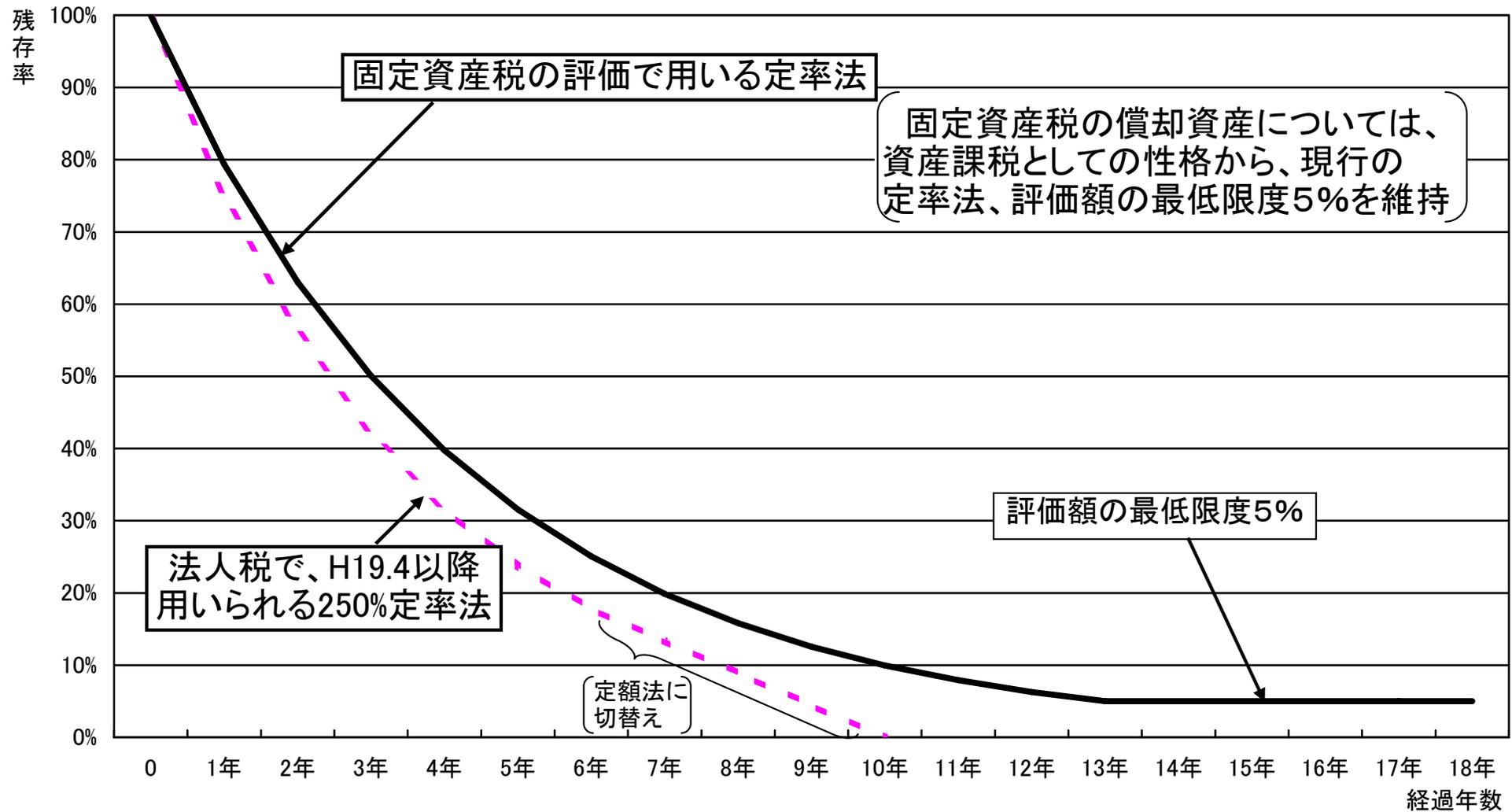
(1) 減価償却制度

わが国経済の持続的成長を実現するためには、設備投資を促進し、生産手段の新陳代謝を加速することにより、国際競争力の強化を図る必要がある。このような観点から、減価償却制度の抜本的見直しを行う。

具体的には、主要国の中ではわが国においてのみ設けられている償却可能限度額（95%）を撤廃する。また、新規取得資産について法定耐用年数内に取得価額全額を償却できるよう制度を見直し、残存価額（10%）を廃止するとともに、250%定率法を導入し、償却率についても国際的に遜色のない水準に設定する。同時に、フラットパネルディスプレイ製造設備等、3設備の法定耐用年数について見直しを行う。

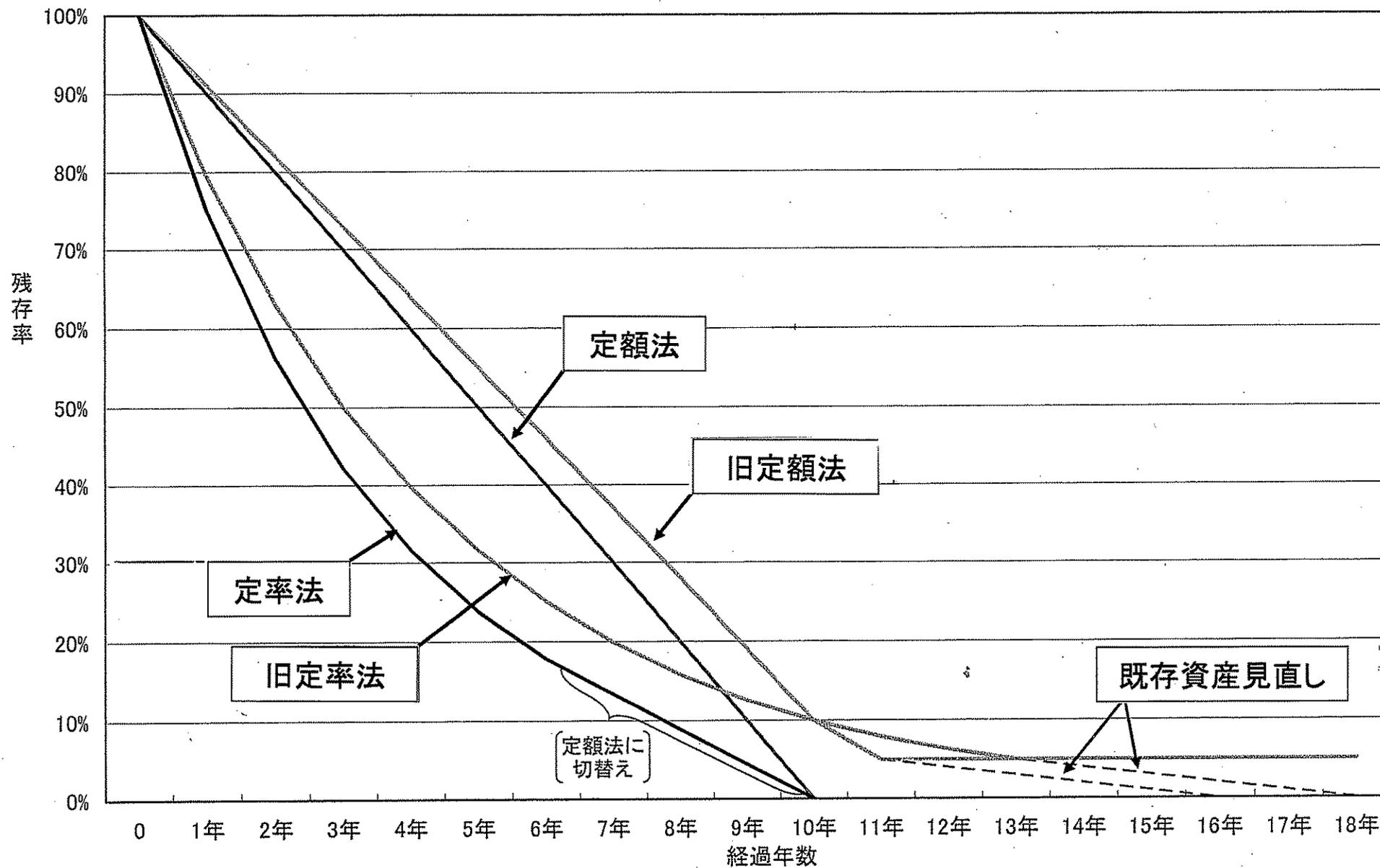
なお、固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。

法人所得課税の減価償却方法と固定資産税の評価方法



※ 定率法に係るもののみ記載

減価償却制度の見直し



法人所得課税と固定資産税

○ 法人所得課税は、毎年度の収益に対し課税するもの。

減価償却の考え方 ⇒ 期間収益に対応し、償却資産の取得価額を使用期間にわたって費用化するために、毎年度の償却額を求めるもの。

見直した場合 → 設備投資を早期に費用化 → 課税の繰延べ

○ 固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年度経常的に課税するもの。

資産評価の考え方 ⇒ 資産価値に応じた課税を行うために、減価を行い残価(現在価値)を求めるもの。

見直した場合 → 評価額が低下 → 毎年度減収

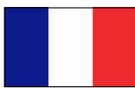
税務会計と固定資産税における取扱いの相違点について

| 項 目 | 法人税 | 固定資産税 |
|---------------------------|---|---------------------------------------|
| 償却の方法 | 定額法、定率法の選択制 (平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ) 【定率法選択の場合】 ・平成19年4月1日以降に取得された資産は、「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用 | 定率法のみ ※ 減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ |
| 特別償却・割増償却 | 認められる | 認められない |
| 圧縮記帳の制度 | 認められる | 認められない |
| 前年中の新規取得資産 | 月割償却 | 半年償却(1/2) |
| 評価額の最低限度 (法人税は償却可能限度額) | 備忘価額(1円)まで | 取得価格の100分の5 |
| 改良費 | 合算評価 | 区分評価 |

※ 固定資産税の評価においては、応益的な性格に鑑み、政策的な配慮は認めていないなど、国税における取扱いとは相違。

諸外国における所得課税と資産課税の比較

○ 諸外国においても、所得課税の償却方法と資産課税の評価方法は異なる。

| 国名 | | 日本  | アメリカ  | フランス  | 韓国  |
|------|----------------------|---|---|---|---|
| 所得課税 | 名称 | 法人税 | 連邦法人税 | 法人税 | 法人税 |
| | 償却方法 | 定率法又は定額法 | 定率法又は定額法 | 定率法又は定額法 | 定率法又は定額法 |
| | 残存価額 | 10% | 0 | 0 | 5% |
| | 償却可能限度額 ()内は残存簿価 | 95% (5%) | 100% (0) | 100% (0) | 100% (備忘価額1ウォン) |

| 名称 | | 固定資産税 | 財産税 | 職業税 | 財産税(※1) |
|------|----------------|--|--|------------------------------|--------------------------------|
| 資産課税 | 課税標準 [評価方法] | 適正な時価 (取得価額から定率法の減価分を控除した額 法人税と異なる取扱い有り) | 適正な時価 (連邦法人税と異なる資産 毎の評価方法) | 償却資産の 貸貸評価額 (取得価額の16%) | 適正な時価 (法人税と異なる資産 毎の評価方法) |
| | 評価額の最低限度 | 取得価額の5% | オハイオ州 17.4% カリフォルニア州 9% ジョージア州 20% バージニア州 10% (※3) | 取得価額の16% | (※2) 基準価格の10% |

※1: 韓国の財産税の課税対象は、土地に定着した構造物等である。

※2: 「基準価格」とは、取得価額を補正した価格

※3: 耐用年数7年程度の機械装置の例であり、州・郡により異なる。

「期末簿価方式による評価の特例」の取扱い

1 問題意識

○ 現在、定率法を採用している申告者については、法人税の期末帳簿価額を基礎として償却資産の評価額を求めることが昭和43年度の固定資産税の申告から可能となっている。

- ・固定資産評価基準第3章第4節「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」
- ・「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の特例について」局長通知(S42.12.25自治固第133号)
- ・「償却資産申告書及び償却資産課税台帳の様式について」局長通知(S42.12.25自治固第134号)

○ この「期末簿価方式」は、法人税の定率法に適用される償却率と固定資産税に適用される減価率が同じ値であることから、当時の「申告の簡素化」という要請に応えるため、期末簿価を基にして、賦課期日までの経過月数の調整、その他必要な調整(簿外資産の追加など)を行い評価額を求めることにしたもの。

今回の法人税における減価償却見直しにより、新規分資産については固定資産税に適用される減価率とは異なる償却率を適用することになることから、「期末簿価方式」による申告の取扱いについて検討する必要があるのではないか。

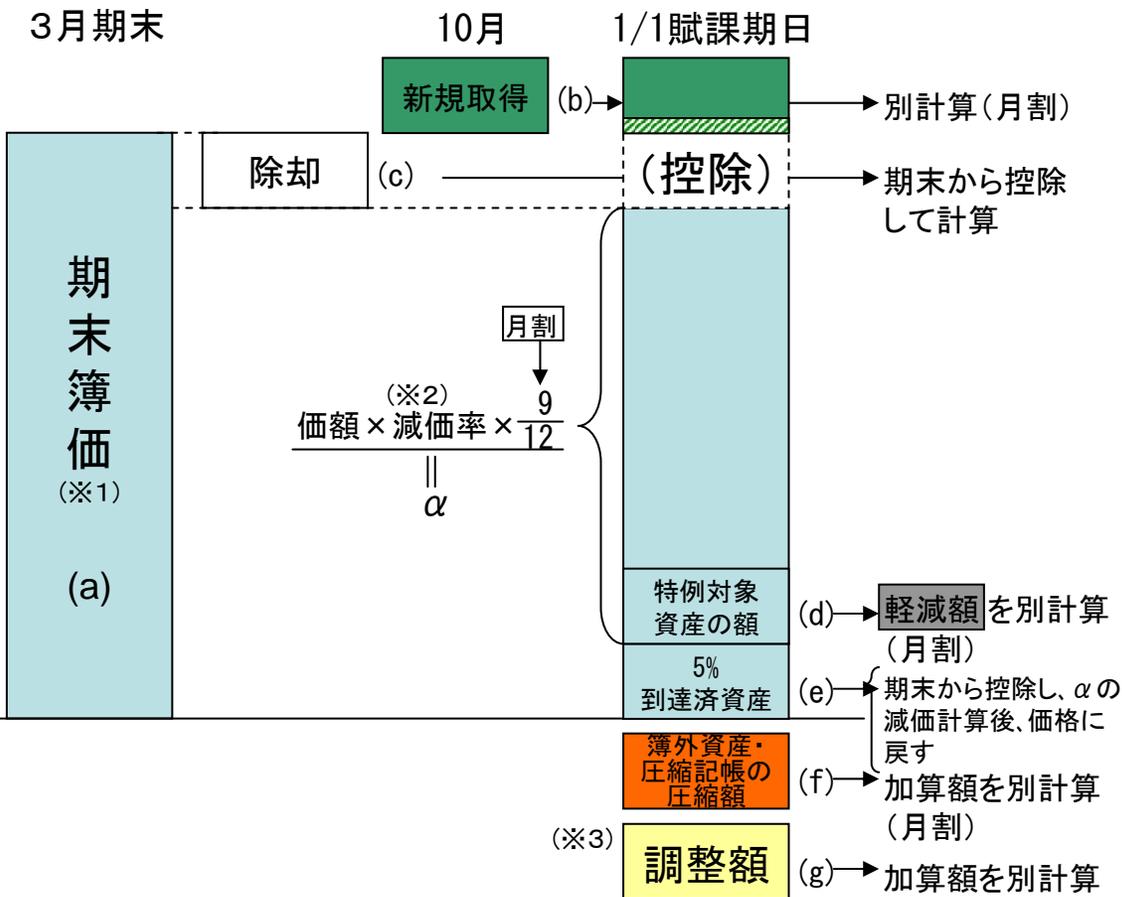
2 「期末簿価方式による評価の特例」の導入の経緯

- 昭和41年から43年にかけて政府税調で「税制簡素化についての答申」が3次にわたり出されたが、「税制簡素化についての第2次答申」(S42.12.27(注))において、「固定資産税における償却資産の評価及び申告手続きの簡素化」について言及されている。(注)政府税調の答申案は10月27日に決定されている。
- 同答申では、「賦課期日の直前の決算期における法人税等の帳簿価額を基礎として、賦課期日現在の価額を簡易に求める方式を採用する措置を講ずる。」とされたところ。
- この答申に基づき、固定資産評価基準の一部改正が行われ(自治省告示第180号(S42.12.25))、新たに期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価に関する制度が採用されたところ。
- 同時に、「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の特例について」局長通知(S42.12.25自治固第133号)及び償却資産申告書及び償却資産課税台帳の様式について」局長通知(S42.12.25自治固第134号)により、具体的な評価方法及び申告書様式が示されている。

3 「期末簿価」を基礎とした価額の算定方法

(別添の図を参照)

「期末簿価方式」による評価の仕組み



① (期末簿価 (a) - 除却 (c) - 5%到達済資産 (e))

$$\times \text{減価率} \times \frac{9}{12} = \text{期末見合の控除額}$$

② 5%到達済資産 (e) の取得価額

$$\times \frac{5}{100} = \text{5\%到達済資産の評価額(戻し額)}$$

③ 新規取得 (b) \times 減価率 $\times \frac{3}{12} =$ 新規分の評価額

④ 簿外資産・圧縮記帳の圧縮額 (f)

$$\times \text{減価率} \times \frac{9}{12} = \text{簿外等の評価額}$$

⑤ 調整額 (g) \times 減価率 = 調整額

⑥ 特例対象資産 (d) \times 減価率

$$\times \frac{9}{12} \times \text{特例率} = \text{特例に係る軽減額}$$

※新規分も同様に特例分を計算

(※1) 任意償却による償却不足分は差し引いたもの。

(※2) 減価率は平均耐用年数から求める。

(※3) 調整額とは、「期末簿価方式」採用当初の年度における評価基準による評価と「期末簿価方式」による評価との差額を後年度において調整するもの

「期末簿価方式」による評価額 =

$$\begin{aligned} & (\text{期末簿価 (a)} - \text{控除額 (1)}) + \text{5\%到達済資産 (2)} \\ & + \text{新規分 (3)} + \text{簿外等 (4)} + \text{調整額 (5)} - \text{軽減額 (6)} \end{aligned}$$

固定資産税(償却資産)の評価方法の経緯

| 答申関係 | 地方税法関係 |
|--|---|
| <p>S24.8.27 シャープ勧告</p> <p>「<u>個人所得及び法人税において控除をうける減価償却を認められるあらゆる事業資産を包括するように本税の範囲を拡張すること</u>」</p> | <p>S25.12.18 「地方税法」制定【現行法】</p> <p>○従来の地租、家屋税の他に、船舶税、電柱税及び軌道税等の個々の事業用資産に課されていた税を合わせて、固定資産税として課税</p> <p>S26. 6. 2 「償却資産評価基準」(地財委第978号)(通達)制定</p> <p>〔後に「固定資産評価基準」となるが、課税庁に評価基準の使用義務はなし〕</p> |
| <p>S36.3.30 固定資産評価制度調査会答申</p> | <p>S37.3.31 地方税法の一部改正</p> <p>〔○自治大臣が評価基準を告示し(法388)、課税庁は必ずそれにより評価する(法403)こととされた(評価方法の全国統一)</p> <p>○中央固定資産評価審議会を設置し、意見聴取〕</p> |
| <p>S37.5～ 中央固定資産評価審議会 固定資産評価基準(案)を審議</p> | <p>S38.12.25 「固定資産評価基準」制定(昭和38年自治省告示第158号)【現行基準】</p> <p>○取得価格、定率法による償却、耐用年数及び減価率は、国税準拠により評価の方法を統一</p> |
| <p>S41.12～43.7</p> <p>政府税制調査会答申(税制簡素化について) (第一次答申～第三次答申)</p> <p>「<u>賦課期日の直前の決算期における法人税等の帳簿価額を基礎として、賦課期日現在の価額を簡易に求める方式を採用する措置を講ずる</u>」(第二次答申)</p> | <p>S39.12.28 評価基準の一部改正(昭和39年自治省告示第158号)</p> <p>○評価額の最低限度を取得価額の10%→5%</p> <p>S42.12.25 評価基準の一部改正(昭和42年自治省告示第180号)</p> <p>○控除額の加算制度を創設</p> <p>○<u>期末簿価を基礎として価額を求める償却資産に係る評価に関する特例を採用※</u></p> <p>〔※「期末簿価局長通知」(S42.12.25自治固第133号)及び「償却資産申告書及び償却資産課税台帳の様式について」局長通知(S42.12.25自治固第134号)により、具体的な評価方法及び様式を策定〕</p> |

税制簡素化についての第一次答申（昭和41年12月）

第3 税制簡素化のための具体的措置

二 地方税

1 申告手続の簡素化

(7) 償却資産の申告

償却資産に関する固定資産税の申告については、毎年度申告書のほか全資産についての種類別明細書を提出するものとされているが、申告を簡略化するため、全資産についての種類別明細書は3年度ごとに提出するものとし、その間の年度にあつては、前年中の増減資産についてのみその種類別明細書を提出すれば足りるものとするのが適当である。

(8) 償却資産の申告書の様式

申告書及び種類別明細書の記載事項については、さらに検討を加え、資産の種類、細目、取得価額、耐用年数等必要最少限度に限ることによつて、簡素化すべきである。

税制簡素化についての第二次答申（昭和42年12月）

二 地方税

Ⅲ 固定資産税における償却資産の評価及び申告手続の簡素化

固定資産税における償却資産の評価について、法人税等の減価償却の方法として定率法、取替法又は生産高比例法を選定し、かつ、特別償却等について準備金方式によつている等一定の要件を備える者については、その者の申し出に基づき、賦課期日の直前の決算期における法人税等の帳簿価額を基礎として、賦課期日現在の価額を簡易に求める方式を採用する措置を講ずる。

なお、この方式による場合における申告手続についても簡素化を図ることとする。

税制簡素化についての第三次答申（昭和43年7月）

※ 第三次答申については、権利救済制度に関する記述のみであり、償却資産の申告等に関する記述はなし。

固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）（抜粋）

第3章 償却資産

第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例

一 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価

次の各号に掲げる要件を備える法人が所有する償却資産については、当該法人の申請に基づき、賦課期日を含む事業年度の前事業年度の終了の日（以下「期末」という。）における帳簿価額を基礎としてその価額を求める方法によることができるものとする。

- 1 法人税法及びこれに基づく命令により減価償却資産の償却の方法として定率法を選定していること。
- 2 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）の規定により、特別償却をすることができる場合に準備金方式によっていること。
- 3 市町村別に償却資産の種類、構造若しくは用途又は細目の異なるごとに償却資産の償却額の計算に関する明細が判明できる書類及び期末における償却資産の実態を記載した書類を保存していること。

二 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の方法

期末帳簿価額を基礎としてその価額を求める償却資産の評価は、総務大臣が別に定めるところにより、償却資産の期末帳簿価額を基礎とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとする。

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">期末帳簿価額を基礎として価額を求める 償却資産に係る評価の特例について</p> <p>1 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の基本 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価は、次の2及び3に定めるところによるほか、固定資産評価基準第3章第1節（一から四まで、九及び十三を除く。）に定めるところに準じて行うものであること</p> <p>2 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価は、次に掲げる償却資産の区分に応じ、それぞれに掲げる方法によるものであること。この場合において、法人税法（昭和40年法律第34号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）の規定に基づく圧縮記帳による圧縮額は、それぞれ一の償却資産とみなして評価を行うものであること</p> <p>(1) 法人税法及びこれに基づく命令により法人の賦課期日を含む事業年度の前事業年度の所得の計算上その償却額が損金に算入される償却資産（平成19年3月31日以前に取得された資産に限る。）……当該償却資産に係る法人税法上の期末帳簿価額から当該価額にαAを乗じて計算した額を控除してその価額を求める方法</p> <p>この場合において、 ア 期末帳簿価額とは、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表十六（二）、<u>旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されている「償却額計算の基礎となる額</u>」の「<u>償却額計算の基礎となる金額(16)－(17)18</u>」欄に記載すべき額から「<u>当期分の償却限度額</u>」の「<u>当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(33)34</u>」欄に記載すべき額を控除した額を、 イ αとは、固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を、 ウ Aとは、賦課期日を含む事業年度の前事業年度の終了の日（以下「期末」という。）の翌日から賦課期日の前日までの期間の月数を12で除して得た率を、 いうものとする（αについて、次の(2)、(3)及び3において同じ。）。 (2) 期末の翌日から賦課期日までに取得した償却資産（平成19年3月31日以前に取得された償却資産に限る。）……当該償却資産の取得価額から当該償却資産の取得価額にαBを乗じて計算した額を控除してその価額を求める方法</p> | <p style="text-align: center;">期末帳簿価額を基礎として価額を求める 償却資産に係る評価の特例について</p> <p>1 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の基本 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価は、次の2及び3に定めるところによるほか、固定資産評価基準第3章第1節（一から四まで、九及び十三を除く。）に定めるところに準じて行うものであること</p> <p>2 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価は、次に掲げる償却資産の区分に応じ、それぞれに掲げる方法によるものであること。この場合において、法人税法（昭和40年法律第34号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）の規定に基づく圧縮記帳による圧縮額は、それぞれ一の償却資産とみなして評価を行うものであること</p> <p>(1) 法人税法及びこれに基づく命令により法人の賦課期日を含む事業年度の前事業年度の所得の計算上その償却額が損金に算入される償却資産_____ ……当該償却資産に係る法人税法上の期末帳簿価額から当該価額にαAを乗じて計算した額を控除してその価額を求める方法</p> <p>この場合において、 ア 期末帳簿価額とは、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表十六（二）、<u>定率法</u>_____による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されている「<u>定率法による償却額計算の基礎となる額</u>」の<u>差引計「((12)+(13)+(14)-(15))16</u>」欄に記載すべき額から「<u>当期発生普通償却限度額</u>」の「<u>計21</u>_____」欄に記載すべき額を控除した額を、 イ αとは、固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を、 ウ Aとは、賦課期日を含む事業年度の前事業年度の終了の日（以下「期末」という。）の翌日から賦課期日の前日までの期間の月数を12で除して得た率を、 いうものとする（αについて、次の(2)_____及び3において同じ。）。 (2) 期末の翌日から賦課期日までに取得した償却資産_____ ……当該償却資産の取得価額から当該償却資産の取得価額にαBを乗じて計算した額を控除してその価額を求める方法</p> |

この場合において、Bとは、当該償却資産を事業の用に供した日から賦課期日の前日までの期間の月数を12で除して得た率をいうものとする。

(3) 平成19年4月1日以降に取得された償却資産で前年中に取得されたもの……当該償却資産の取得価額から当該償却資産の取得価額に αC を乗じて計算した額を控除してその価額を求める方法

この場合において、Cとは、当該償却資産を事業の用に供した日から賦課期日の前日までの期間の月数を12で除して得た率をいうものとする。

(4) (1)号、(2)号又は(3)号に掲げる償却資産以外の償却資産……別に定める場合を除き、固定資産評価基準第3章第1節に定める方法

3 調整額の加算

2により価額を求めることとした最初の年度において、すべての償却資産について2に定めるところにより求めた価額の合計額が、当該すべての償却資産について固定資産評価基準第3章第1節に定めるところにより求めた価額の合計額（地方税法（昭和25年法律第226号）第414条の規定により、決定価格が法人税法の規定による所得の計算上損金として控除すべき減価償却額の計算の基礎となる償却資産の価額となる場合にあつては、当該価額。次の算式において同じ。）を下廻る場合においては、各年度における当該すべての償却資産の価額の合計額は、当該すべての償却資産について2に定めるところにより求めた価額の合計額に、次の算式により求めた額を加算した額とするものであること。

ただし、次の算式により求めた額が10万円未満であるときは、この限りでない。

[算式]

$$\left[\begin{array}{l} 2により価額を求めることとした最初の年度においてすべての \\ 償却資産について固定資産評価基準第3章第1節に定めるところ \\ により求めた価額の合計額から当該すべての償却資産につい \\ て2により求めた価額の合計額を控除した額 \end{array} \right] \times (1 - \alpha)^n$$

上記の算式において、

ア nは2により価額を求めることとした最初の年度から当該償却資産の評価を行う年度までの期間の年度の数（2により価額を求めることとした最初の年度においては、nの数値を零とする。）をいうものとし、

イ α の基礎となる耐用年数は当該すべての償却資産の平均的な耐用年数と認められる耐用年数とする。

この場合において、Bとは、当該償却資産を事業の用に供した日から賦課期日の前日までの期間_____を12で除して得た率をいうものとする。

(3) (1)号_____又は(2)号に掲げる償却資産以外の償却資産……別に定める場合を除き、固定資産評価基準第3章第1節に定める方法

3 調整額の加算

2により価額を求めることとした最初の年度において、すべての償却資産について2に定めるところにより求めた価額の合計額が、当該すべての償却資産について固定資産評価基準第3章第1節に定めるところにより求めた価額の合計額（地方税法（昭和25年法律第226号）第414条の規定により、決定価格が法人税法の規定による所得の計算上損金として控除すべき減価償却額の計算の基礎となる償却資産の価額となる場合にあつては、当該価額。次の算式において同じ。）を下廻る場合においては、各年度における当該すべての償却資産の価額の合計額は、当該すべての償却資産について2に定めるところにより求めた価額の合計額に、次の算式により求めた額を加算した額とするものであること。

ただし、次の算式により求めた額が10万円未満であるときは、この限りでない。

[算式]

$$\left[\begin{array}{l} 2により価額を求めることとした最初の年度においてすべての \\ 償却資産について固定資産評価基準第3章第1節に定めるところ \\ により求めた価額の合計額から当該すべての償却資産につい \\ て2により求めた価額の合計額を控除した額 \end{array} \right] \times (1 - \alpha)^n$$

上記の算式において、

ア nは2により価額を求めることとした最初の年度から当該償却資産の評価を行う年度までの期間の年度の数（2により価額を求めることとした最初の年度においては、nの数値を零とする。）をいうものとし、

イ α の基礎となる耐用年数は当該すべての償却資産の平均的な耐用年数と認められる耐用年数とする。

種類別明細書 その1 期末帳簿価額に算入される資産

| 資産区分 | | | | 期中帳簿価額 (イ) | 期中普通償却限度額 (ロ) | 期末帳簿価額 (ハ) | 期末後に減少した資産の期末帳簿価額 (ニ) | 平成19年4月1日以前に取得された資産の価額 (ホ) | 賦課期日までに取得価額の100分の5に達する資産の期末帳簿価額 (ヘ) | 差引 (ハ)-(ニ) -(ホ)-(ヘ) (ト) | 減価率 (チ) | 控除額 $\left[\frac{(ト) \times (チ)}{12-K} \right]$ (リ) | 控除後の額 (ト)-(リ) (ス) | (ウ)に係る資産の取得価額の100分の5に相当する額 (ウ) | 価額 (シ)+(ウ) (ゼ) | 備考 | |
|------|----------------|----|----------|---------------|------------------|---------------|--------------------------|-------------------------------|--|----------------------------------|------------|--|-------------------------|-----------------------------------|----------------------|----|--|
| 種類 | 構造 又は 用途 | 細目 | 耐用 年数 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | / | / | / | | | | | | | | | | | | | | |

※この表においてKは、「期末の月の数」をいう。

種類別明細書 その1 期末帳簿価額に算入される資産

| 資産区分 | | | | 期首帳簿価額 (イ) | 期中普通償却限度額 (ロ) | 期末帳簿価額 (ハ) | 期末後に減少した資産の期末帳簿価額 (ニ) | 賦課期日までに取得価額の100分の5に達する資産の期末帳簿価額 (ホ) | 差引 (ハ)-(ニ) -(ホ) (ト) | 減価率 (チ) | 控除額 $\left[\frac{(ト) \times (チ)}{12-K} \right]$ (リ) | 控除後の額 (ト)-(リ) (ス) | (ウ)に係る資産の取得価額の100分の5に相当する額 (ウ) | 価額 (シ)+(ス) (ゼ) | 備考 | |
|------|----------------|----|----------|---------------|------------------|---------------|--------------------------|--|------------------------------|------------|--|-------------------------|-----------------------------------|----------------------|----|--|
| 種類 | 構造 又は 用途 | 細目 | 耐用 年数 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | / | / | / | | | | | | | | | | | | | |

※この表においてKは、「期末の月の数」をいう。

種類別明細書 その2 期末後に取得された資産

(平成19年3月31日以前に取得された資産に限る。)

| 資産区分 | | | | 取得価額 (イ) | 減価率 (ロ) | 控除額 $\left[(イ) \times (ロ) \times \frac{13-L}{12} \right]$ (ハ) | 価額 (イ)-(ハ) (ニ) | 備考 |
|------|----------------|----|----------|-------------|------------|--|----------------------|----|
| 種類 | 構造 又は 用途 | 細目 | 耐用 年数 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | / | / | / | | | | | |

※この表においてLは、「事業の用に供した日の月の数」をいう。

種類別明細書 その2 期末後に取得された資産

| 資産区分 | | | | 取得価額 (イ) | 減価率 (ロ) | 控除額 $\left[(イ) \times (ロ) \times \frac{13-L}{12} \right]$ (ハ) | 価額 (イ)-(ハ) (ニ) | 備考 |
|------|----------------|----|----------|-------------|------------|--|----------------------|----|
| 種類 | 構造 又は 用途 | 細目 | 耐用 年数 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | / | / | / | | | | | |

※この表においてLは、「事業の用に供した日の月の数」をいう。

種類別明細書 その5 課税標準の特例の適用のある資産

| 資産区分 | | | | 前年度 の価額 (イ) | 前年中 に減少 した資 産の前 年度の 価額 (ロ) | (イ)-(ロ) 〔前年中取 得資産に あつては 取得価額〕 (ハ) | 減価率 (ニ) | 控除額 (ハ)×(ニ) 前年中取得資産 にあつては(ハ)× $(ニ) \times \frac{13-M}{12}$ (ホ) | 価額 に乘 ずる 特例 率 (ヘ) | 課税標 準額 (ハ)×(ト) | 減額さ れる額 (ハ)-(フ) | 備考 |
|----------------|----------|----------|--|-------------------|--|--|------------|---|----------------------------------|----------------------|-----------------------|----|
| 構造 又は 用途 | 細目 年数 | 耐用 年数 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | |

※この表においてMは、「事業の用に供した月の数」をいう。

種類別明細書 その5 課税標準の特例の適用のある資産

| 資産区分 | | | | 前年度 の価額 (イ) | 前年中 に減少 した資 産の前 年度の 価額 (ロ) | (イ)-(ロ) 〔前年中取 得資産に あつては 取得価額〕 (ハ) | 減価率 (ニ) | 控除額 (ハ)×(ニ) 前年中取得資産 にあつては(ハ)× $(ニ) \times \frac{13-M}{12}$ (ホ) | 価額 に乘 ずる 特例 率 (ヘ) | 課税標 準額 (ハ)×(ト) | 減額さ れる額 (ハ)-(フ) | 備考 |
|----------------|----------|----------|--|-------------------|--|--|------------|---|----------------------------------|----------------------|-----------------------|----|
| 構造 又は 用途 | 細目 年数 | 耐用 年数 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | |

※この表においてMは、「事業の用に供した月の数」をいう。

種類別明細書 その6 平成19年4月1日以降に取得された資産

| 資産区分 | | | | 取得価額 (イ) | 減価率 (ロ) | 控除額 $(イ) \times (ロ) \times \frac{13-L}{12}$ (ハ) | 価額 (イ)-(ハ) (ニ) | 備考 |
|------|----------------|----------|----------|-------------|------------|---|----------------------|----|
| 種類 | 構造 又は 用途 | 細目 年数 | 耐用 年数 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

※この表においてLは、「事業の用に供した日の月の数」をいう。

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>償却資産申告書（種類別明細書を含む。）様式記載心得</p> <p>1 この様式による償却資産申告書を提出する者は、賦課期日を含む事業年度の前事業年度終了の日（以下「期末」という。）において固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第3章第4節一の1から3までの要件を備える法人が、継続して当該要件を備えることを条件として「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」によることを市町村長又は道府県知事に申請して承認を得た場合に限るものであること。</p> <p>2 償却資産申告書は、正副2通作成して提出すること。</p> <p>3 償却資産申告書は、次によつて記載すること。</p> <p>(1) 「事業種目」の欄には、事業の種目を具体的に、例えば「ミシン製造業」というように記載すること。</p> <p>なお、2以上の事業を行う場合には、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。</p> <p>(2) 「この申告に応答する者の氏名及び係名並びに電話番号」の欄には、償却資産申告書の作成事務を税理士等に委託している場合においては、当該税理士等の住所及び氏名並びに電話番号を記載すること。</p> <p>(3) 次に掲げる各欄に記載する額は、それぞれ次に掲げる額と同額となるものであること。</p> <p>ア 「期末帳簿価額に算入される資産の価額（平成19年3月31日以前に取得された資産に限る。）(イ)……種類別明細書その1の「価額(Ⅹ)+(ⅳ)(7)」の欄に記載すべき額</p> <p>イ 「期末後に取得された資産の価額（平成19年3月31日以前に取得された資産に限る。）(ロ)……種類別明細書その2の「価額(Ⅰ)-(ⅳ)(=)」の欄に記載すべき額</p> <p>ウ 「平成19年4月1日以降に取得された資産の価額(ハ)……種類別明細書その6の「価額(Ⅰ)-(ⅳ)(=)」の欄に記載すべき価額</p> <p>エ 「期末帳簿価額に算入されない資産の価額(ニ)……種類別明細書その3の「価額(ハ)-(ホ)(ハ)」の欄に記載すべき額</p> <p>オ 「調整額の加算をするものの価額(ホ)……種類別明細書その4の「差額の価額(フ)-(Ⅹ)(ル)」の欄に記載すべき額</p> <p>カ 「課税標準の特例により減額される額(ト)……種類別明細書その5の「減額される額(ハ)-(フ)(リ)」の欄に記載すべき額</p> <p>4 種類別明細書は、次によつて記載すること。</p> <p>(1) 法人税法(昭和40年法律第34号)及びこれに基づく命令により、法人の賦課期日を含む事業年度の前事業年度の所得の計算上その償却額が損金に算入される償却資産については種類別明細書のその1に、期末の翌日から賦課期日までに取得した償却資産（平</p> | <p>償却資産申告書（種類別明細書を含む。）様式記載心得</p> <p>1 この様式による償却資産申告書を提出する者は、賦課期日を含む事業年度の前事業年度終了の日（以下「期末」という。）において固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第3章第4節一の1から3までの要件を備える法人が、継続して当該要件を備えることを条件として「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」によることを市町村長又は道府県知事に申請して承認を得た場合に限るものであること。</p> <p>2 償却資産申告書は、正副2通作成して提出すること。</p> <p>3 償却資産申告書は、次によつて記載すること。</p> <p>(1) 「事業種目」の欄には、事業の種目を具体的に、例えば「ミシン製造業」というように記載すること。</p> <p>なお、2以上の事業を行う場合には、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。</p> <p>(2) 「この申告に応答する者の氏名及び係名並びに電話番号」の欄には、償却資産申告書の作成事務を税理士等に委託している場合においては、当該税理士等の住所及び氏名並びに電話番号を記載すること。</p> <p>(3) 次に掲げる各欄に記載する額は、それぞれ次に掲げる額と同額となるものであること。</p> <p>ア 「期末帳簿価額に算入される資産の価額_____ (イ)……種類別明細書その1の「価額(Ⅰ)+(Ⅹ)(ル)」の欄に記載すべき額</p> <p>イ 「期末後に取得された資産の価額_____ (ロ)……種類別明細書その2の「価額(Ⅰ)-(ⅳ)(=)」の欄に記載すべき額</p> <p>ウ 「期末帳簿価額に算入されない資産の価額(ハ)……種類別明細書その3の「価額(ハ)-(ホ)(ハ)」の欄に記載すべき額</p> <p>エ 「調整額の加算をするものの価額(ニ)……種類別明細書その4の「差額の価額(フ)-(Ⅹ)(ル)」の欄に記載すべき額</p> <p>オ 「課税標準の特例により減額される額(ト)……種類別明細書その5の「減額される額(ハ)-(フ)(リ)」の欄に記載すべき額</p> <p>4 種類別明細書は、次によつて記載すること。</p> <p>(1) 法人税法(昭和40年法律第34号)及びこれに基づく命令により、法人の賦課期日を含む事業年度の前事業年度の所得の計算上その償却額が損金に算入される償却資産につ</p> |

にあつては当該償却資産の耐用年数等を、その他の場合にあっては当該法人の所有する全資産についての前年度の価額と当該年度の価額との割合から算出した平均的な耐用年数等を考慮して市町村長又は道府県知事の承認を受けた耐用年数を記載すること。

(6) 「減価率」の欄には、固定資産評価基準別表第 15 に掲げる耐用年数に応ずる減価率を記載すること。ただし前号ただし書の耐用年数を併記した場合には、当該耐用年数に応ずる減価率についても併記すること。

(7) 種類別明細書のその 1 の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「期首帳簿価額(イ)」……法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）別表十六（二）旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（以下「法人税の明細書」という。）中「償却額計算の基礎となる額」の「償却額計算の基礎となる金額(16)－(17)18」欄に記載すべき額

イ 「期中普通償却限度額(ロ)」……法人税の明細書中「(16) > (19)の場合」の「計((21)+(22))又は((18)－(19))23」欄に記載すべき額

ウ 「賦課期日までに取得価額の 100 分の 5 に達する資産の期末帳簿価額(ハ)」……賦課期日において取得価額の 100 分の 5 以下である償却資産の期末帳簿価額（「期末帳簿価額(イ)－(ロ) (ハ)」の額をいう。）

エ 「控除額(ニ)」……[「差引(ハ)－(ニ)－(ホ)－(ハ) (ト)」欄の額 × 「減価率(フ)」欄の率 × $\frac{12 - \text{期末の月の数}}{12}$]の算式によつて計算した額

オ 「(ハ)に係る資産の取得価額の 100 分の 5 に相当する額(ル)」……賦課期日において取得価額の 100 分の 5 以下である償却資産については、当該償却資産の取得価額の 100 分の 5 に相当する額

(8) 種類別明細書のその 2 は、期末の翌日から平成 19 年 3 月 31 日までに取得された資産について記載するものとし、各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「取得価額(イ)」……固定資産評価基準第 3 章第 1 節五に規定する取得価額（この場合において、圧縮額はこれを一の償却資産とみなして別に評価するものであるから当該欄に記載することなく、種類別明細書のその 3 に記載するものであること。）

イ 「控除額(ハ)」……[「取得価額(イ)欄の額 × 「減価率(ロ)」欄の率 × $\frac{13 - \text{事業の用に供した日の月の数}}{12}$]の算式によつて計算した額

(9) 種類別明細書のその 3 の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種類別明細書のその 3 の「価額(ハ)」欄に記載した額、ただし、賦課期日を含む事業年度の前前事業年度終了の日までにその価額が評

にあつては当該償却資産の耐用年数等を、その他の場合にあっては当該法人の所有する全資産についての前年度の価額と当該年度の価額との割合から算出した平均的な耐用年数等を考慮して市町村長又は道府県知事の承認を受けた耐用年数を記載すること。

(6) 「減価率」の欄には、固定資産評価基準別表第 15 に掲げる耐用年数に応ずる減価率を記載すること。ただし前号ただし書の耐用年数を併記した場合には、当該耐用年数に応ずる減価率についても併記すること。

(7) 種類別明細書のその 1 の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「期首帳簿価額(イ)」……法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）別表十六（二）定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（以下「法人税の明細書」という。）中「定率法による償却額計算の基礎となる額」の「差引計((12)+(13)+(14)－(15))16」欄に記載すべき額

イ 「期中普通償却限度額(ロ)」……法人税の明細書中「当期発生普通償却限度額」の「計 21」欄に記載すべき額

ウ 「賦課期日までに取得価額の 100 分の 5 に達する資産の期末帳簿価額(ホ)」……賦課期日において取得価額の 100 分の 5 以下である償却資産の期末帳簿価額（「期末帳簿価額(イ)－(ロ) (ハ)」の額をいう。）

エ 「控除額(フ)」……[「差引(ハ)－(ニ)－(ホ) (ハ) (ト)」欄の額 × 「減価率(ト)」欄の率 × $\frac{12 - \text{期末の月の数}}{12}$]の算式によつて計算した額

オ 「(ホ)に係る資産の取得価額の 100 分の 5 に相当する額(ク)」……賦課期日において取得価額の 100 分の 5 以下である償却資産については、当該償却資産の取得価額の 100 分の 5 に相当する額

(8) 種類別明細書のその 2 の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「取得価額(イ)」……固定資産評価基準第 3 章第 1 節五に規定する取得価額（この場合において、圧縮額はこれを一の償却資産とみなして別に評価するものであるから当該欄に記載することなく、種類別明細書のその 3 に記載するものであること。）

イ 「控除額(ハ)」……[「取得価額(イ)欄の額 × 「減価率(ロ)」欄の率 × $\frac{13 - \text{事業の用に供した日の月の数}}{12}$]の算式によつて計算した額

(9) 種類別明細書のその 3 の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種類別明細書のその 3 の「価額(ハ)」欄に記載した額、ただし、賦課期日を含む事業年度の前前事業年度終了の日までにその価額が評

価額の最低限度に達した償却資産については取得価額の100分の5の額

イ 「(イ)-(ロ)(ハ)」……アに掲げる償却資産については、[「前年度の価額(イ)」-「前年中に減少した資産の前年度の価額(ロ)」]の算式によつて計算した額又は前年中に取得された償却資産については、その取得価額(賦課期日において取得価額の100分の5に相当する額を下回ることとなる場合においては、当該償却資産の取得価額の100分の5の額)

ウ 「控除額(ホ)」……賦課期日において取得価額の100分の5に相当する額を下回る償却資産以外の償却資産について、(ア)前年前取得資産にあつては、[「(イ)-(ロ)(ハ)」欄の額×「減価率(ニ)」欄の率]の算式によつて計算した額、(イ)前年中取得資産にあつては、[「(イ)-(ロ)(ハ)」欄の取得価額×「減価率(ニ)」欄の率×

$$\frac{13-\text{事業の用に供した月の数}}{12}] \text{の算式によつて計算した額}$$

(10)種類別明細書のその4の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

なお、「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」によることとした最初の年度においては、差額を「差額の価額(フ)-(ク)(ル)」の欄に記載すればたりるものであること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種類別明細書のその4の「差額の価額(フ)-(ク)(ル)」の欄に記載した額

イ 「除却資産の取得価額(ロ)」……法人税法等の規定により過去において特別償却又は圧縮記帳がなされたため差額を生じた償却資産について除却等があつた場合の当該除却等に係る償却資産の取得価額(この場合において、圧縮額は当該償却資産の取得価額に含めるものとする。)

ウ 「耐用年数(ハ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の耐用年数

エ 「経過年数(ニ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の取得の時から前年の1月1日までの経過年数

オ 「除却限度額(ホ)」……[「除却資産の取得価額(ロ)」欄の額×

$$\left(1 - \frac{\text{「耐用年数(ハ)」に応ずる減価率}}{2} \times \right.$$

$\left. \left(1 - \text{「耐用年数(ハ)」に応ずる減価率}\right)^{\text{「経過年数(ニ)」欄の年数}-1}\right]$ の算式によつて計算した額

カ 「除却に係る償却資産の前年の1月1日現在の帳簿価額(ハ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の前年の1月1日における法人税法上の帳簿価額

(11)種類別明細書のその5は課税標準の特例の適用のある資産について特例適用条項の異なるごと及び特例率の異なるごとに記載するものとし、各欄にはそれぞれ次に掲げる

価額の最低限度に達した償却資産については取得価額の100分の5の額

イ 「(イ)-(ロ)(ハ)」……アに掲げる償却資産については、[「前年度の価額(イ)」-「前年中に減少した資産の前年度の価額(ロ)」]の算式によつて計算した額又は前年中に取得された償却資産については、その取得価額(賦課期日において取得価額の100分の5に相当する額を下回ることとなる場合においては、当該償却資産の取得価額の100分の5の額)

ウ 「控除額(ホ)」……賦課期日において取得価額の100分の5に相当する額を下回る償却資産以外の償却資産について、(ア)前年前取得資産にあつては、[「(イ)-(ロ)(ハ)」欄の額×「減価率(ニ)」欄の率]の算式によつて計算した額、(イ)前年中取得資産にあつては、[「(イ)-(ロ)(ハ)」欄の取得価額×「減価率(ニ)」欄の率×

$$\frac{13-\text{事業の用に供した月の数}}{12}] \text{の算式によつて計算した額}$$

(10)種類別明細書のその4の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

なお、「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」によることとした最初の年度においては、差額を「差額の価額(フ)-(ク)(ル)」の欄に記載すればたりるものであること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種類別明細書のその4の「差額の価額(フ)-(ク)(ル)」の欄に記載した額

イ 「除却資産の取得価額(ロ)」……法人税法等の規定により過去において特別償却又は圧縮記帳がなされたため差額を生じた償却資産について除却等があつた場合の当該除却等に係る償却資産の取得価額(この場合において、圧縮額は当該償却資産の取得価額に含めるものとする。)

ウ 「耐用年数(ハ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の耐用年数

エ 「経過年数(ニ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の取得の時から前年の1月1日までの経過年数

オ 「除却限度額(ホ)」……[「除却資産の取得価額(ロ)」欄の額×

$$\left(1 - \frac{\text{「耐用年数(ハ)」に応ずる減価率}}{2} \times \right.$$

$\left. \left(1 - \text{「耐用年数(ハ)」に応ずる減価率}\right)^{\text{「経過年数(ニ)」欄の年数}-1}\right]$ の算式によつて計算した額

カ 「除却に係る償却資産の前年の1月1日現在の帳簿価額(ハ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の前年の1月1日における法人税法上の帳簿価額

(11)種類別明細書のその5は課税標準の特例の適用のある資産について特例適用条項の異なるごと及び特例率の異なるごとに記載するものとし、各欄にはそれぞれ次に掲げる

額を記載すること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種別明細書のその5の「価額(ハ)ー(ホ) (ハ)」の欄に記載した額

イ 「(イ)ー(ロ) (ハ)」……アに掲げる償却資産の[「前年度の価額(イ)」ー「前年中に減少した資産の前年度の価額(ロ)】の算式によつて計算した額又は前年中に取得された償却資産の取得価額(前年中に取得価額の100分の5に達した償却資産にあつては取得価額の100分の5の額)

(この場合において、圧縮額は、当該償却資産の取得価額に含めるものとする。)

ウ 「控除額(ホ)」……取得価額の100分の5に達した償却資産以外の償却資産について、(ア)前年前取得資産にあつては[「(イ)ー(ロ) (ハ)」欄の額×「減価率(ニ)」欄の率]の算式によつて計算した額、(イ)前年中取得資産にあつては[「(イ)ー(ロ) (ハ)」欄の取得価額×「減価率(ニ)」欄の率× $\frac{13-\text{事業の用に供した月の数}}{12}$]の算式によつて計算した額

エ 「減額される額(ハ)ー(イ) (リ)」……課税標準の特例が適用されることによつて価額から減額される額

(12)種別明細書のその6は、平成19年4月1日以降に取得された資産について記載するものとし、各欄にはそれぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「取得価額(イ)」……固定資産評価基準第3章第1節五に規定する取得価額(この場合において、圧縮額はこれを一の償却資産とみなして別に評価するものであるから当該欄に記載することなく、種別明細書のその3に記載するものであること。)

イ 「控除額(ハ)」……[「取得価額(イ)」欄の額×「減価率(ロ)」欄の率× $\frac{13-\text{事業の用に供した日の月の数}}{12}$]の算式によつて計算した額

(13)「備考」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 償却資産の耐用年数につき法人税法施行令第57条第1項の規定により国税局長の承認を受けたものについては、当該承認を受けた事由及び当該耐用年数を最初に適用する事業年度並びに当該承認を取り消され又は承認を受けた耐用年数を延長された場合には、その内容

イ 償却資産の償却額の計算につき法人税法施行令第60条の規定の適用を受けたものについては、当該適用を受けた期間及び当該適用を受けた増加償却割合

ウ 償却資産の償却額の計算につき法人税法施行令第60条の2第1項若しくは第6項の規定により国税局長の承認を受け又は受けたものとみなされるものについては当該承認を受け又は受けたものとみなされる使用可能期間

額を記載すること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種別明細書のその5の「価額(ハ)ー(ホ) (ハ)」の欄に記載した額

イ 「(イ)ー(ロ) (ハ)」……アに掲げる償却資産の[「前年度の価額(イ)」ー「前年中に減少した資産の前年度の価額(ロ)】の算式によつて計算した額又は前年中に取得された償却資産の取得価額(前年中に取得価額の100分の5に達した償却資産にあつては取得価額の100分の5の額)

(この場合において、圧縮額は、当該償却資産の取得価額に含めるものとする。)

ウ 「控除額(ホ)」……取得価額の100分の5に達した償却資産以外の償却資産について、(ア)前年前取得資産にあつては[「(イ)ー(ロ) (ハ)」欄の額×「減価率(ニ)」欄の率]の算式によつて計算した額、(イ)前年中取得資産にあつては[「(イ)ー(ロ) (ハ)」欄の取得価額×「減価率(ニ)」欄の率× $\frac{13-\text{事業の用に供した月の数}}{12}$]の算式によつて計算した額

エ 「減額される額(ハ)ー(イ) (リ)」……課税標準の特例が適用されることによつて価額から減額される額

(12)「備考」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 償却資産の耐用年数につき法人税法施行令第57条第1項の規定により国税局長の承認を受けたものについては、当該承認を受けた事由及び当該耐用年数を最初に適用する事業年度並びに当該承認を取り消され又は承認を受けた耐用年数を延長された場合には、その内容

イ 償却資産の償却額の計算につき法人税法施行令第60条の規定の適用を受けたものについては、当該適用を受けた期間及び当該適用を受けた増加償却割合

ウ 償却資産の償却額の計算につき法人税法施行令第60条の2第1項若しくは第6項の規定により国税局長の承認を受け又は受けたものとみなされるものについては当該承認を受け又は受けたものとみなされる使用可能期間

| | |
|---|---|
| <p>エ 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度</p> <p>オ 船舶については、登録船名、船舶番号、総トン数及び船籍港、航空機については航空機登録番号及び定置場</p> <p>カ 課税標準の特例の適用のある資産については特例適用条項及び当該償却資産を取得した時期</p> | <p>エ 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度</p> <p>オ 船舶については、登録船名、船舶番号、総トン数及び船籍港、航空機については航空機登録番号及び定置場</p> <p>カ 課税標準の特例の適用のある資産については特例適用条項及び当該償却資産を取得した時期</p> |
|---|---|

第3章 償却資産

第1節 償却資産

一 償却資産の評価の基本

償却資産の評価は、前年中に取得された償却資産にあつては当該償却資産の取得価額を、前年前に取得された償却資産にあつては当該償却資産の前年度の評価額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとする。

二 前年中に取得された償却資産の評価

前年中に取得された償却資産の評価は、当該償却資産の取得価額から当該償却資産の取得価額に $r/2$ を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。この場合において r は、当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」（別表第15）に掲げる耐用年数に応ずる減価率とする。

三 前年前に取得された償却資産の評価

前年前に取得された償却資産（四の償却資産を除く。）の評価は、当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の評価額に当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。

四 前年前に取得された償却資産で新たに課税されることとなるものの評価

前年前に取得された償却資産で当該年度において新たに課税されることとなるものの評価は、二及び三に準じて行うものとする。ただし、当該償却資産が昭和25年12月31日以前に取得されたものであるときは、当該償却資産の取得価額に「物価の変動に応ずる補正倍数表」（別表第16）に掲げる取得の時期に応ずる倍数を乗じて補正を行うものとする。

五 取得価額

償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額（以下「付帯費の額」という。）を含む。）をいうものとし、原則として、他から購入した償却資産にあつてはその購入の代価に、自己の建設、製作、製造等に係る償却資産にあつてはその建設、製作、製造等のための原材料費、労務費及び経費の額に当該償却資産の付帯費の額を含めた金額によるものとする。ただし、当該金額が当該償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額と認められる額と明らかに、かつ、著しく相違すると認められる場合にあつては、その取得時において通常支出すべき金額によるものとする。

六 取得価額の算定

償却資産の取得価額は、本章に特別の定めがある場合を除くほか、法人税法（昭和40年法律第34号）及びこれに基づく命令又は所得税法（昭和40年法律第33号）及びこれに基づく命令による所得の計算上当該償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によつて算定するものとする。ただし、法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定により法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額並びに所得税法第42条から第44条まで及び第165条の規定により個人の各年の所得の計算上総収入金額に算入しない額は、当該償却資産の取得価額に含めて算定するものとし、同法第58条に規定する取得資産の取得価額は、当該取得資産の取得時における価額によつて算定するものとする。

七 取得価額が明らかでない償却資産の取得価額

取得価額が明らかでない償却資産の取得価額は、当該償却資産の再取得価額（再取得価額が明らかでないときは、資産再評価の基準の特例に関する省令（昭和25年大蔵省令第54号）第2条又は第3条の規定の例によつて推定して求めた当該償却資産の取得の時期における正常な価額）によるものとする。この場合において、再取得価額とは、当該年度の賦課期日に一般市場において当該償却資産を新品として取得するために通常支出すべき金額（付帯費の額を含み、当該償却資産が承継して取得されたもので新品以外のものであるときは、当該金額から当該償却資産の取得の日までの経過年数に応じ二から四までに準じて当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を行つた後の額）をいうものとする。

八 耐用年数

償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2及び別表第5から別表第8までに掲げる耐用年数によるものとする。ただし、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第57条第1項又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては当該承認を受けた耐用年数（当該年度の賦課期日までに行われたものに限る。）に、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。

九 控除額の加算

1 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定の適用を受ける償却資産については、二又は三によつて当該償却資産の取得価額又は前年度の評価額から控除する額は、二又は三にかかわらず、次の(1)に掲げる額に、(2)に掲げる額を加算した額とする。

(1) 二又は三によつて当該償却資産の取得価額又は前年度の評価額から控除する額

(2) (1)に掲げる額のうち、法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定の適用を受けた期間に係る額（前年中に取得された償却資産で、当該適用を受けた期間が6月を超える場合は6月として計算した額）に法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第20条又は所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第34条に定めるところにより計算した増加償却割合を乗じて計算した額

2 償却資産の償却費の計算について前年中に法人税法施行令第60条の2第1項若しくは第6項又は所得税法施行令第133条の2第1項若しくは第6項の規定により国税局長の承認を受け又は受けたものとみなされる償却資産の三又は前項により当該償却資産の前年度の評価額から控除する額は、三又は前項にかかわらず、次の(1)に掲げる額に、(2)に掲げる額を加算した額とする。

(1) 当該償却資産に係る前年度の評価額についてその取得の時から当該承認に係る使用可能期間を基礎として評価を行つたものとした場合に計算される額（以下(2)において「前年度の修正評価額」という。）を当該償却資産に係る前年度の評価額とした場合に、三又は前項によつて当該前年度の評価額から控除する額

(2) 当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の前年度の修正評価額を控除して得た額

十 評価額の最低限度

償却資産の評価額は、当該償却資産の評価額が当該償却資産の取得価額（物価変動に伴う取得価額の補正を行つた場合においては、当該補正後の額とする。）又は改良費の価額の百分の五に

相当する額を下ることとなる場合においては、当該百分の五に相当する額とする。

十一 評価額の補正

償却資産について当該償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合においては、当該償却資産の評価額は、当該償却資産の価額の低下の程度に応じ、二又は三によつて求めた当該償却資産の価額を減額して求めるものとする。

十二 物価の変動に伴う取得価額の補正

償却資産の取得の時期と当該年度の賦課期日との間において償却資産の取得価額について著しい変動があると認められる場合においては、当該償却資産の当該年度の前年度の評価額は、当該評価額の基礎となつている取得価額を卸売物価指数等を基準として総務大臣が定める補正率によつて補正した額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を行つて求めた額によるものとする。

十三 改良費

償却資産の改良のため支出した金額（以下「改良費の価額」という。）がある場合において、当該改良を加えられたことにより増価した部分の評価は、当該改良を加えられた償却資産の取得価額又は前年度の評価額と区分して、当該改良費の価額を基準とし、当該改良を加えられた償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率により本節の定め例によつて行うものとする。この場合において、改良費の価額は、その有する償却資産について支出した金額で次に該当するもの（次のいずれにも該当する場合には、いずれか多い金額）とする。

- 1 当該支出した金額のうち、その支出により、当該償却資産の取得時においてこれにつき通常管理又は修理をするものとした場合に予測される当該償却資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額
- 2 当該支出した金額のうち、その支出により、当該償却資産の取得時においてこれにつき通常管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出を行つた時における当該償却資産の価額を増加させる部分に対応する金額

第2節 取替資産の評価の特例

一 取替資産の評価

法人税法施行令第49条第1項又は所得税法施行令第121条第1項の規定により税務署長の承認を受けた取替資産の評価は、当該取替資産の取得価額を基準とし第1節の定めによつて当該取替資産の耐用年数に応ずる減価を考慮して求めた価額（以下「取替資産の価額」という。）が当該取替資産の取得価額の百分の五十に相当する額に達するまでは当該取替資産の価額により、当該取替資産の価額が当該取替資産の取得価額の百分の五十に相当する額を下ることとなるときは、当該取替資産の取得価額の百分の五十に相当する額によつてその価額を求める方法によるものとする。この場合において、取替資産の評価に当たっては、当該取替資産の取得価額を法人税法施行規則第10条又は所得税法施行規則第24条の2に掲げる資産の種類ごと（その種類が同一のものであつてもその規模の拡張のために取り替えたものは区分する。）に区分するものであるが、その区分の具体的な取扱いについては、法人税法及びこれに基づく命令又は所得税法及びこれに基づく命令の例によるものとする。

二 取替資産の取得価額の算定

取替資産の一部が使用に耐えなくなつたため種類及び品質を同じくするこれに代る新たな資産

と取替えた場合における取替資産の取得価額は、その取替えにより除却した資産の取得価額を含め、その取替えにより新たに取得した資産の取得価額を含めないで算定するものとする。ただし、その種類が同一のものであつてもその規模の拡張のために取り替えた場合にあつては、その取替えに要した金額を新たな取替資産の取得価額とし、その取替えにより除却した資産の取得価額を従来からの取替資産の取得価額から控除するものとする。

第3節 鉱業用坑道の評価の特例

一 鉱業用坑道の評価

鉱業用坑道の評価は、坑外坑道（坑外から掘さくされる坑道をいう。以下同じ。）及び坑内坑道（坑内において掘さくされる坑道をいう。以下同じ。）に区分し、本節に定める評価の方法によるほか、第1節（一から四まで及び八から十までを除く。）に定めるところに準じて行うものとする。この場合において、第1節七中「二から四までに準じて当該償却資産の耐用年数に応ずる減価」とあるのは「第3節二から五までに準じて採掘された鉱量に応ずる減価」と、同節十一中「二又は三」とあるのは「第3節二から五」と、同節十二中「耐用年数に応ずる減価」とあるのは、「採掘された鉱量に応ずる減価」と、同節十三中「当該改良を加えられた償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率により本節の定め例」とあるのは「第3節の定め例」と読み替えるものとする。

二 前年中に取得された坑外坑道の評価

前年中に取得された坑外坑道の評価は、当該坑外坑道の取得価額から当該坑外坑道の取得価額に B/A の割合を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。この場合において、Aは、当該坑外坑道を取得した日以後において当該坑外坑道を利用して採掘される鉱量とし、Bは、当該坑外坑道を取得した日から前年の末日までにおいて当該坑外坑道を利用して採掘された鉱量とする。

三 前年前に取得された坑外坑道の評価

前年前に取得された坑外坑道の評価は、当該坑外坑道の前年度の評価額から当該坑外坑道の評価額に B/A の割合を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。この場合において、Aは、固定資産税の賦課期日の属する年の前年の1月1日以後において当該坑外坑道を利用して採掘される鉱量とし、Bは、固定資産税の賦課期日の属する年の前年中において当該坑外坑道を利用して採掘された鉱量とする。

四 前年中に取得された坑内坑道の評価

前年中に取得された坑内坑道の評価は、当該坑内坑道の取得価額から当該坑内坑道の取得価額に B/A の割合を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。この場合において、Aは、当該坑内坑道を取得した日以後において当該坑内坑道の属する鉱区において採掘される鉱量とし、Bは、当該坑内坑道を取得した日から前年の末日までにおいて当該坑内坑道の属する鉱区において採掘された鉱量とする。

五 前年前に取得された坑内坑道の評価

前年前に取得された坑内坑道の評価は、当該坑内坑道の前年度の評価額から当該坑内坑道の評価額に B/A の割合を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。この場合において、Aは、固定資産税の賦課期日の属する年の前年の1月1日以後において当該坑内坑道の属する鉱区において採掘される鉱量とし、Bは、固定資産税の賦課期日の属する年の前年中において当該坑内坑道の属する鉱区において採掘された鉱量とする。

五の二 定額法又は定率法によつて償却額の計算を行つている鉱業用坑道の評価の特例

鉱業用坑道のうち法人税法施行令第48条第1項第2号又は所得税法施行令第120条第1項第2号の規定により定額法又は定率法によつて償却額の計算を行つているものの評価は、一から五までの定めにかかわらず、坑外坑道及び坑内坑道に区分し、第1節（八及び十を除く。）に定めるところによつて行ふものとする。この場合において、当該鉱業用坑道の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第2項第4号の規定によつて税務署長が認定した年数によるものとする。

六 坑内坑道の取得価額の算定

四及び五の二の場合における坑内坑道の取得価額は、第1節六の定めにかかわらず、当該坑内坑道の区分に応じそれぞれ、次に掲げる金額とする。

- 1 新たに施業案（鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条の規定に基づく採掘権に関する施業案をいう。以下同じ。）の認可を受けて坑口を設け、当該認可を受けた後坑内坑道の属する鉱区における鉱物の一年間の採掘量（以下「一年間の採掘量」という。）が施業案に定められた一年間の予定採掘量（以下「予定採掘量」という。）に達するに至つた年又は事業年度の末までに掘さくされた坑内坑道（以下「採掘量が予定採掘量に達するまでに掘さくされた坑内坑道」という。）については、その掘さくのために支出した金額
- 2 既設の坑口を利用して別の炭層の採掘又は施業区域の拡大のため追加施業案又は合併施業案の認可を受け、新たに採掘場所の設置又は本卸坑道の拡大等の坑内坑道の増強を行い、その坑口を利用して採掘される鉱量が増加することとなる新たに掘さくされた坑内坑道（以下「新区域の施業のために掘さくされた坑内坑道」という。）については、その掘さくのために支出した金額
- 3 採掘量が予定採掘量に達するまでに掘さくされた坑内坑道又は新区域の施業のために掘さくされた坑内坑道以外の坑内坑道で一年間の採掘量が予定採掘量（施業案を変更しないで予定採掘量を超える増産を行つた場合には、その増産量を加算した数量とする。以下「基準採掘量」という。）を超える増産があつた場合におけるその増産のために掘さくされた坑内坑道については、次に掲げる金額
 - (1) その増産が採掘量を増加するための新たな採掘場所の設置、本卸坑道の拡大による坑内坑道の増強等計画的に行われたものと認められるときは、その計画に従つて掘さくされた坑内坑道（以下「計画増産坑道」という。）の掘さくのために支出した金額に次の算式によつて算定した係数を乗じて得た金額

$$〔算式〕 = \frac{\text{当該鉱区における増産量} - \text{計画増産坑道以外の坑内坑道からの増産量}}{\text{計画増産坑道からの産出量}}$$

上記の算式において、増産量及び産出量は、個人にあつては当該年度の賦課期日を含む年の前年におけるものとし、法人にあつては当該坑内坑道を取得した事業年度におけるものとする。

また、計画増産坑道が正常操業でない場合は、正常操業の場合に予定される産出量によるものとする。

- (2) その増産が(1)の計画増産坑道の掘さくによる場合以外の増産で、坑内施設の増設、採掘若しくは掘進又は運搬の機械化、労働力の増強等鉱物の採掘量を増加させるための施策の結果によるものであるときは、当該坑内坑道の掘さくのために支出した金額に次の算式によつ

て算定した係数を乗じて得た金額

$$\text{〔算式〕} = \frac{\text{当該鉱区における産出量} - \text{計画増産坑道からの産出量} - \text{基準採掘量}}{\text{当該鉱区における産出量} - \text{計画増産坑道からの産出量}}$$

上記の算式において、産出量及び基準採掘量は、個人にあつては当該年度の賦課期日を含む年の前年におけるものとし、法人にあつては当該坑内坑道を取得した事業年度におけるものとする。

また、その年の前年又はその事業年度の前事業年度までに取得された計画増産坑道が正常操業に入ったために増産となることが明らかである場合には、その増産量を「当該鉱区における産出量」から除くものとする。

第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例

一 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価

次の各号に掲げる要件を備える法人が所有する償却資産については、当該法人の申請に基づき、賦課期日を含む事業年度の前事業年度の終了の日（以下「期末」という。）における帳簿価額を基礎としてその価額を求める方法によることができるものとする。

- 1 法人税法及びこれに基づく命令により減価償却資産の償却の方法として定率法を選定していること。
- 2 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）の規定により、特別償却をすることができる場合に準備金方式によつていること。
- 3 市町村別に償却資産の種類、構造若しくは用途又は細目の異なるごとに償却資産の償却額の計算に関する明細が判明できる書類及び期末における償却資産の実態を記載した書類を保存していること。

二 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の方法

期末帳簿価額を基礎としてその価額を求める償却資産の評価は、総務大臣が別に定めるところにより、償却資産の期末帳簿価額を基礎とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとする。

別表第15 耐用年数に応ずる減価率表

| 耐用年数 | 減価率 | 耐用年数 | 減価率 | 耐用年数 | 減価率 |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 2 | 0.684 | 35 | 0.064 | 68 | 0.033 |
| 3 | 0.536 | 36 | 0.062 | 69 | 0.033 |
| 4 | 0.438 | 37 | 0.060 | 70 | 0.032 |
| 5 | 0.369 | 38 | 0.059 | 71 | 0.032 |
| 6 | 0.319 | 39 | 0.057 | 72 | 0.032 |
| 7 | 0.280 | 40 | 0.056 | 73 | 0.031 |
| 8 | 0.250 | 41 | 0.055 | 74 | 0.031 |
| 9 | 0.226 | 42 | 0.053 | 75 | 0.030 |
| 10 | 0.206 | 43 | 0.052 | 76 | 0.030 |
| 11 | 0.189 | 44 | 0.051 | 77 | 0.030 |
| 12 | 0.175 | 45 | 0.050 | 78 | 0.029 |
| 13 | 0.162 | 46 | 0.049 | 79 | 0.029 |
| 14 | 0.152 | 47 | 0.048 | 80 | 0.028 |
| 15 | 0.142 | 48 | 0.047 | 81 | 0.028 |
| 16 | 0.134 | 49 | 0.046 | 82 | 0.028 |
| 17 | 0.127 | 50 | 0.045 | 83 | 0.027 |
| 18 | 0.120 | 51 | 0.044 | 84 | 0.027 |
| 19 | 0.114 | 52 | 0.043 | 85 | 0.026 |
| 20 | 0.109 | 53 | 0.043 | 86 | 0.026 |
| 21 | 0.104 | 54 | 0.042 | 87 | 0.026 |
| 22 | 0.099 | 55 | 0.041 | 88 | 0.026 |
| 23 | 0.095 | 56 | 0.040 | 89 | 0.026 |
| 24 | 0.092 | 57 | 0.040 | 90 | 0.025 |
| 25 | 0.088 | 58 | 0.039 | 91 | 0.025 |
| 26 | 0.085 | 59 | 0.038 | 92 | 0.025 |
| 27 | 0.082 | 60 | 0.038 | 93 | 0.025 |
| 28 | 0.079 | 61 | 0.037 | 94 | 0.024 |
| 29 | 0.076 | 62 | 0.036 | 95 | 0.024 |
| 30 | 0.074 | 63 | 0.036 | 96 | 0.024 |
| 31 | 0.072 | 64 | 0.035 | 97 | 0.023 |
| 32 | 0.069 | 65 | 0.035 | 98 | 0.023 |
| 33 | 0.067 | 66 | 0.034 | 99 | 0.023 |
| 34 | 0.066 | 67 | 0.034 | 100 | 0.023 |

別表第16 物価の変動に於ける補正倍数表

| 取得時期 | 倍 率 | 取得時期 | 倍 率 | 取得時期 | 倍 率 |
|-------|-------|------|-------|------|-------|
| 明治33年 | 726.0 | 大正6年 | 373.3 | 昭和9年 | 366.0 |
| 34 | 757.0 | 7 | 284.9 | 10 | 357.1 |
| 35 | 749.0 | 8 | 232.6 | 11 | 342.7 |
| 36 | 704.4 | 9 | 211.5 | 12 | 282.2 |
| 37 | 669.9 | 10 | 273.9 | 13 | 267.5 |
| 38 | 623.9 | 11 | 280.2 | 14 | 242.1 |
| 39 | 605.8 | 12 | 275.4 | 15 | 216.3 |
| 40 | 561.7 | 13 | 265.7 | 16 | 201.9 |
| 41 | 583.0 | 14 | 272.0 | 17 | 185.6 |
| 42 | 611.0 | 15 | 306.8 | 18 | 173.5 |
| 43 | 603.8 | 昭和2年 | 323.0 | 19 | 153.1 |
| 44 | 582.0 | 3 | 321.0 | 20 | 101.3 |
| 45 | 549.6 | 4 | 330.0 | 21 | 21.8 |
| 大正2年 | 548.7 | 5 | 401.1 | 22 | 7.3 |
| 3 | 574.5 | 6 | 474.6 | 23 | 2.7 |
| 4 | 568.0 | 7 | 427.7 | 24 | 1.7 |
| 5 | 469.6 | 8 | 373.3 | 25 | 1.4 |

平成 年 月 日
 受付印 殿

平成 年度
 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード

| | | | | | | |
|-----|--|------|-----------------------------------|---------|---------------|-----------|
| 所有者 | 1 住所 <small>（又は納税通知書送達先）</small> | (電話) | 3 事業種目 <small>（資本等の金額）</small> | 百万円 | 7 短縮耐用年数の承認 | 有・無 |
| | 2 氏名 <small>（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</small> | | 4 事業開始年月 | | 年 月 | 8 増加償却の届出 |
| | 印 | (屋号) | 5 この申告に 応答する者 の係及び 氏名 | (電話) | 9 非課税該当資産 | 有・無 |
| | | | 6 税理士等の 氏名 | (電話) | 10 課税標準の特例 | 有・無 |
| | | | | | 11 特別償却又は圧縮記帳 | 有・無 |
| | | | | | 12 税務会計上の償却方法 | 定率法・定額法 |
| | | | | 13 青色申告 | 有・無 | |

| 資産の種類 | 取 得 価 値 | | | | | | | | | | | | 14 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 | 15 借用資産 (有・無) | 16 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家 | | | |
|-------------|---------------------|----|---|---|----------------|----|---|---|----------------|----|---|---|----------------------------------|------------------|---------------------------|--------------------|--|--|
| | 前年前に取得したもの (イ) | | | | 前年中に減少したもの (ロ) | | | | 前年中に取得したもの (ハ) | | | | | | | 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ) | | |
| | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | | |
| 1 構築物 | | | | | | | | | | | | | | | | | 17 備考（添付書類等） | |
| 2 機械及び装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 船 舶 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 航空機 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 車両及び運搬具 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 工具、器具及び備品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産の種類 | 平成 年1月1日現在の帳簿価額 (ホ) | | | | 評 価 額 (ヘ) | | | | 決 定 価 格 (ト) | | | | 課 税 標 準 額 (チ) | | | | | |
| | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | | |
| 1 構築物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 機械及び装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 船 舶 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 航空機 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 車両及び運搬具 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 工具、器具及び備品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第26号様式（別表を含む。）記載要領
 1 償却資産申告書は、償却資産の所在地の市町村長に1通提出すること。ただし、地方税法第742条の規定に基づき道府県知事が指定した償却資産に係る申告書については当該道府県知事に1通提出すること。
 2 ※の欄は記載しないこと。
 3 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に関しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

法人税の減価償却制度見直しに伴う理論簿価の取扱い

1 理論簿価の規定と取扱い

(償却資産の価格の最低限度)

第四百十四条 市町村長、道府県知事又は総務大臣が償却資産の価格を決定する場合においては、その価格は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる償却資産の価額を下ることができない。

【趣旨】

法人税や所得税の計算において、減価償却費の計算の基礎となる価格を最低限度とするということによって、企業が資産の過大評価を行うことによって法人税や所得税の負担の減少を図ろうということの自動的な制限たらしめているもの。

理論簿価に関する現行の取扱い

＜現行の法414条の解釈＞（経緯及び詳細は2項を参照）

固定資産税の償却資産の価格の決定に当たっては、固定資産評価基準により算定した評価額と理論帳簿価額^(※1)とを比較し、高い方^(※2)を決定価格にしなければならない。

(※1) 定率法による減価償却額であり、特別償却等は含めない。また、初年度の償却方法は月割償却である。

(※2) 比較する際は、個々の資産ごとではなく、全資産の合計で比較する。

【法制定当初及びその後の解釈】

- ① 法の制定当初(昭和25年)においては、戦後の急激なインフレーションに対処し、企業の健全性を維持するための資産再評価が実施されたが、これと関連して、資産再評価を恣意的に行うことにより、減価償却費を増大し、所得税・法人税を減少させ、併せて譲渡所得をも減少させようとする試みに対して自動制限を設けることにより、適正な資産再評価を確保することになった(「税」S52.8)
- ② 現在では、このような資産の再評価は行われなくなり、また、現行の評価基準(S38制定)により、評価方法が統一されたことにより、理論簿価と評価額との間の基本的な差異はなくなった。
- ③ 企業が定額法償却を採用している場合においては、定額法償却により算出した帳簿価額ではなく、定率法償却により換算して算出した帳簿価額によるものと解されている(昭和39年7月31日 行政実例)。
(理由)評価基準においては、定率法により減価することとされているが、地方税法414条の規定は、固定資産評価基準との関連において、適正な時価を算定するための方法であると解されるため、定率法償却により換算して算出した帳簿価額によるものと解する。
- ④ 必ずしも現実の帳簿価額を指すものではなく、法人税において税務計算上認容されている法定償却の限度一杯の償却をした後の残高による。
- ⑤ 特別償却等は、考慮しない。
- ⑥ 実態においては、初年度における月割償却(法人税・所得税)と半年償却(固定資産税)の相違がほとんど。
- ⑦ なお、両者を比較計算することが煩雑であること、納税者不利となっていることから、廃止すべきとの声もあるところ。

2 法人税の減価償却制度見直し後の理論簿価の算定

【見直し後の内容】

| | |
|-------|--|
| 法人税 | 新規分資産(平成19年4月1日以後取得資産)・・・250%定率法を適用 既存分資産(上記以外)・・・現行の定率法を適用 |
| 固定資産税 | すべての資産について、現行の定率法を適用 |

【理論簿価の算定方法】

法人税の減価償却の償却率と固定資産税の減価率が異なることとなり、減価償却制度見直し後の理論簿価の算定の基礎となる償却の方法については、250%定率法のほか、現行定率法、定額法が考えられるが、理論簿価については、法人が現に適用している定率法による算定が既に定着していること、「法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上」とされていることから、新規分資産については250%定率法により算定することとなる。

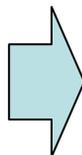
したがって、理論簿価については下記の取扱いとなるが、理論簿価の存在意義がますますなくなることから、今後の取扱いについて検討が必要ではないか。

現行の理論簿価と評価額等との比較

| 算定上の取扱い | 法人税の減価償却 | 理論簿価 | 評価額 |
|-------------|----------|------|------|
| 償却方法 | 定率法or定額法 | 定率法 | 定率法 |
| 初年度取得資産の取扱い | 月割償却 | 月割償却 | 半年償却 |
| 特別償却等 | 有り | 無し | 無し |

250%定率法を基に理論簿価を算定する場合

| 算定上の取扱い | 法人税の減価償却 | 理論簿価 | 評価額 |
|---------------|--------------|---------|-----|
| 償却方法 新規分資産 | 250%定率法or定額法 | 250%定率法 | 定率法 |
| 既存分資産 | 左に同じ | | |
| 初年度取得資産の取扱い | 左に同じ | | |
| 特別償却等 | | | |



○ 理論帳簿価額に関する従前の解釈のポイント

- ① 租税特別措置法による特別償却、圧縮記帳は認められない。
- ② 法定償却限度額まで減価償却したものとする。
- ③ 償却方法は、定率法による。(現行の旧定率法)
- ④ 賦課期日までの月割の減価償却を行った後のものとする。(初年度のみ)

○ 法人税の減価償却制度見直しに伴う理論帳簿価額の算定方法の変更について

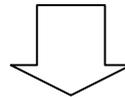
【法人税における減価償却制度見直しの内容】

法人税

H19.4.1以降取得資産(新規分資産)・・・250%定率法を用いて1円まで償却
H19.3.31以前取得資産(既存分資産)・・・現行定率法を用い、そのうち5%到達
済資産については5年均等償却を用いる

固定資産税

すべての資産について、現行の定率法を適用(※評価方法)



【見直し後の理論帳簿価額の算定方法】

- 新規分資産については、250%定率法を用いて1円まで償却
- 既存分資産については、現行定率法を用い、そのうち5%到達済資産については5年均等償却を用いて1円まで償却

理論帳簿価格に関する行政実例

○ 地方税法第四百十四条による帳簿価格の解釈について

(昭三二・四・四自丁市発第五一号
自治庁市町村税課長回答(都城市長照会))

問 標記帳簿価格については、吉瀬事務官著の固定資産税法詳解(財政経済弘報昭和二十五年八月三十日臨時発行)五八頁に所謂税法上の帳簿価格(帳簿〔財産目録又は貸借対照表をいいこれらを備付けていない場合においてはこれらに準ずる帳簿書類をいう〕に記載された価格で……)又「計算の基礎となる価格」とは賦課期日現在の帳簿価格(これが每期首現在の帳簿価格と同一であれば、その每期首現在の帳簿価格)をいうものであるとあり、中上事務官は「税」一月号(昭和三十一年)四五頁で「理論帳簿価格と解し賦課期日までの月割償却を行わなければならない」と説明しており聊か異説のよう^二にうかがわれますので折返し何分の御教示賜り度く御願ひ致します。

答 標記の帳簿価額は、所得算定の期間の終期が、賦課期日前の日である場合においては、賦課期日までの月割の減価償却を行つた後のものとする^一ことが適当であると考ええる。

○ 地方税法第四百十四条に規定する償却資産の価格の最低限度である帳簿価額について

(昭三九・七・三一自治固第一二三号)
横浜市財政局長あて
自治省固定資産税課長回答

問 昭和三十九年度以後における固定資産の評価は、固定資産評価基準により評価することとなり、同基準においては、償却資産の評価は定率法により評価することとなっておりますが、企業が定額法償却を採用している場合、地方税法第四百十四条に規定する価格の最低限度である帳簿価額は、次のいずれによるものですか御教示願ひます。

- 一 定額法償却により算出した帳簿価額
- 二 定率法償却により換算して算出した帳簿価額

答 固定資産評価基準(昭和三十八年自治省告示第百五十八号)においては、償却資産の評価額は、当該償却資産の取得価額又は前年度の評価額から、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価額を控除して求めるものとされており、この際の減価額の計算にあつては一律に定率法によることとされているのであるが、地方税法第四百十四条の規定は、固定資産評価基準との関連において、適正な時価を算定するための方法であると解されることから、設問については、二についてお見込みのとおりと解する。

固定資産評価制度調査会答申（昭和36年3月30日）

第3 評価制度改正案の内容

I 固定資産税

(4) 償却資産

ii 具体的評価方法

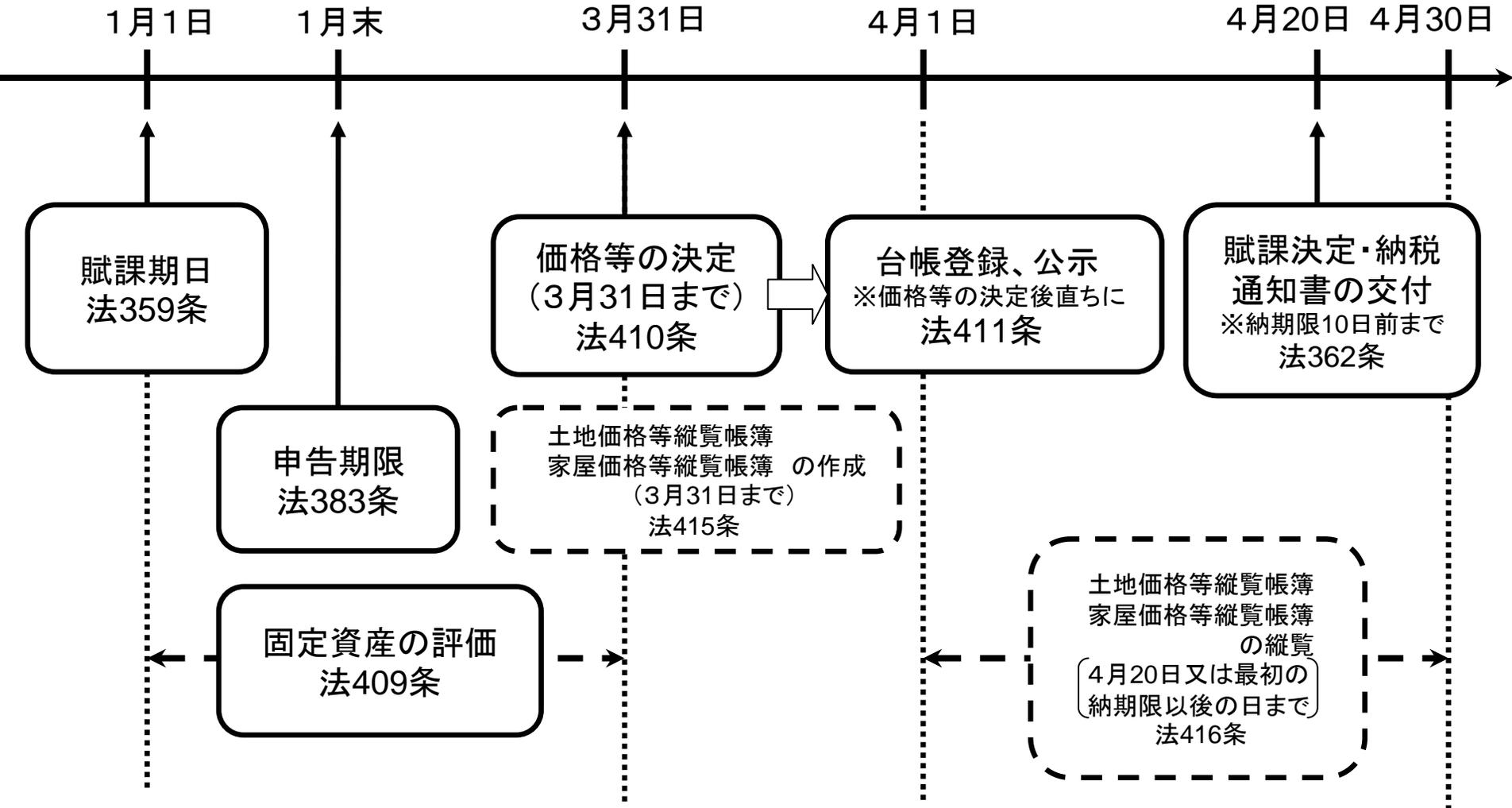
(i) 共通事項

e 評価額の最低限度

地方税法第414条の規定によつて、償却資産の価格決定の最低限度とされる帳簿価額は、現行どおり、税務会計において企業が採用した償却方法によつて、法定の償却範囲額まで償却を行なつた場合の未償却残高によるものとし、評価額と帳簿価額との比較は、原則として、個々の資産について行なうことなく、当該市町村に所在する資産の全体について行なうものとする。

固定資産税(償却資産)の賦課徴収スケジュール

〔 価格決定、台帳登録を3月31日に、台帳登録の公示を4月1日に行う場合で、最初の納期限(条例で定める)が4月30日に設定されている場合 〕



(固定資産税の賦課期日)
第三百五十九条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の
初日の属する年の一月一日とする。

(固定資産税の納期)

第三百六十二条 固定資産税の納期は、四月、七月、十
二月及び二月中において、当該市町村の条例で定める。
但し、特別の事情がある場合においては、これと異な
る納期を定めることができる。(昭二六法九五・一部改正)

2 固定資産税額(第三百六十四条第十項(固定資産税の徴
取の方法等)の規定によつて都市計画税をあわせて徴取
する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額と
の合算額とする。)が市町村の条例で定める金額以下で
あるものについては、当該市町村は、前項の規定によ
つて定められた納期のうちいずれか一の納期におい
て、その全額を徴取することができる。(昭三三法六〇追
加・平一四法一七・一部改正)

(固定資産の申告)

第三百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産
の所有者(第三百八十九条第一項(道府県知事又は総務大臣
の評価の権限)の規定によつて道府県知事若しくは総務大
臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条(大規模償
却資産の指定等)第一項若しくは第三項の規定によつて道
府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)は、総
務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在に
おける当該償却資産について、その所在、種類、数量、
取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却
資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に
必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在
地の市町村長に申告しなければならない。(昭三六法九五
・一部改正・昭三七法二六・一部改正・昭三九法九五
・一部改正・平一四法一七・一部改正)
(総務省令第一四四第二十六号様式(償却資産課税台帳)第三四一圖
(平一四法一七・全改))

(固定資産の評価)

第四百九条 固定資産評価員は、前条の規定による実地
調査の結果に基いて当該市町村に所在する土地又は家
屋の評価をする場合においては、次の表の上欄に掲げ
る土地又は家屋の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄
に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格によ
つて、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。

2 固定資産評価員は、前項の規定によつて土地又は家
屋の評価をする場合において、道府県知事が第七十三
条の二十一第三項(不動産の価格の決定等の通知)の規定によ
つて当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知した
価格があるときは、当該土地又は家屋について地目
の変換、改築、損壊その他特別の事情があるため当該通
知に係る価格により難い場合を除くほか、当該通知に
係る価格に基いて、当該土地又は家屋の評価をしなけ
ばならない。

3 固定資産評価員は、前条の規定による実地調査の結
果に基いて当該市町村に所在する償却資産の評価をす
る場合においては、当該償却資産に係る賦課期日にお
ける価格によつて、当該償却資産の評価をしなければ
ならない。

4 固定資産評価員は、前三項の規定による評価をした
場合においては、総務省令で定めるところによつて、
遅滞なく、評価調査を作成し、これを市町村長に提出
しなければならない。

(昭三〇法二二・全改・昭三五法二二・一部改正・平一〇法二七・
一部改正・平一四法一七・一部改正)
(評価の心得)取扱第三章(四)評価調査の様式(則一四第三十一号
様式(第三十三号様式))

(固定資産の価格等の決定等)

平一四法一七・一部改正
第四百十条 市町村長は、前条第四項に規定する評価調
査を受理した場合においては、これに基づいて固定資
産の価格等を毎年三月三十一日までに決定しなければ
ならない。(昭三〇法二二・全改・平一四法一七・一部改正)
2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産の価格等
を決定した場合には、遅滞なく、総務省令で定
めるところにより、地域ごとの宅地の標準的な価格を
記載した書面を一般の閲覧に供しなければならない。

(平一四法一七・追加)

(固定資産の価格等の登録)

第四百十一条 市町村長は、前条第一項の規定によつて
固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに
当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しな
ければならない。(平一法一五・一部改正・平一四法一七・一部
改正)

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産課税台帳
に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した場
合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。
(平一四法一七・追加)

(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の作成)

第四百十五条 市町村長は、総務省令で定めるところに
よつて、土地課税台帳等に登録された土地(この法律
の規定により固定資産税を課することができるものに
限る。)の所在、地番、地目、地積(第三百四十八条の
規定の適用を受ける土地にあつては、同条の規定の適
用を受ける部分の面積を除く。)及び当該年度の固定資
産税に係る価格を記載した帳簿(次項、次条第一項及
び第二項並びに第四百十九条第四項から第七項まで
において「土地価格等縦覧帳簿」といふ。)並びに家屋課
税台帳等に登録された家屋(この法律の規定により固
定資産税を課することができるものに限る。)の所在、
家屋番号、種類、構造、床面積(第三百四十八条の規
定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用
を受ける部分の面積を除く。)及び当該年度の固定資産
税に係る価格を記載した帳簿(次項、次条第一項及び
第二項並びに第四百十九条第四項から第七項まで
において「家屋価格等縦覧帳簿」といふ。)を、毎年三月三
十一日までに作成しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、前項
の土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成
を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。
(平一四法一七・全改)

(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)

第四百十六条 市町村長は、固定資産税の納税者が、そ
の納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家
屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録
された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の
他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよ
う、毎年四月一日から、四月二十日又は当該年度の最
初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、
その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿又は
その写し(当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前条第二
項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われてい
る場合にあつては、当該土地価格等縦覧帳簿に記載を
されている事項を記載した書類。次項において同じ。)
を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資
産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳
簿又はその写し(当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前
条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行わ
れている場合にあつては、当該家屋価格等縦覧帳簿に
記載をされている事項を記載した書類。次項において
同じ。)を当該市町村内に所在する家屋に対して課す。
固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。
ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、
四月二日以後の日から、当該日から二十日を経過した
日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日
以後の日までの間を縦覧期間とすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により土地価格等縦覧帳簿
若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはそ
の写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対し
て課する固定資産税の納税者の縦覧に供する場合にお
いては、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿
に記載(当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧
帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作
成をもつて行われている場合にあつては、記録)をさ
れている事項を映像面に表示して縦覧に供することが
できる。

3 市町村長は、第一項の縦覧の場所及び期間を、あら
かじめ、公示しなければならない。

(平一四法一七・全改)